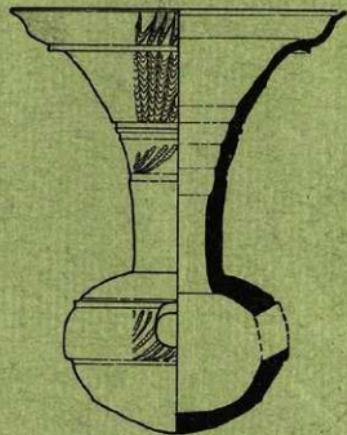


大阪文化財センター調査報告集 I

文化財調査報告集'73

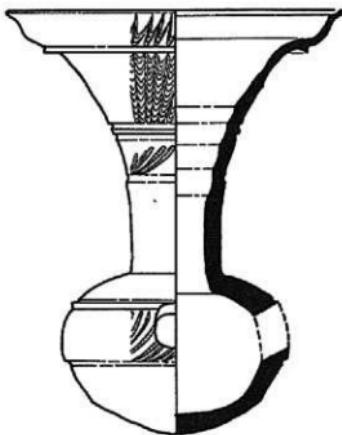


財団法人 大阪文化財センター



大阪文化財センター調査報告集Ⅰ

文化財調査報告集'73



財団法人 大阪文化財センター

はしがき

財団法人 大阪文化財センター

理事長 加藤 三之雄

大阪文化財センターが発足して1年数ヶ月の時がたった。この間、調査室が手がけた文化財調査は、既に10件にならんとしている。府下に存在する数多くの埋蔵文化財が、開発行為によって日々に減少していく憂慮すべき現実の中で、これら祖先の残した歴史的遺産を若干なりとも継承、発展させんとする当センターの努力が、明日に向ってより大きな力となる為の基礎的調査である。

ここに『文化財調査報告集'73』と題して出版した一冊の本は、これら基礎資料作製の為に実施した埋蔵文化財調査の結果を各年度毎に合冊し、広く市民に頒布しようとの意企で刊行したものである。

この意企に理解をいただき、より広範な人々が、この小冊子を利用されるならば、関係者一同望外のよろこびとするところである。

昭和49年7月

文化財調査報告集'73

目 次

1. 大阪府泉南郡阪南町自然
田地区埋蔵文化財分布調
査報告書
2. 主要地方道枚方・富田林
線・泉佐野線バイパス(大
阪外環状線) 予定路線内
埋蔵文化財分布調査報告
書
3. 大阪府和泉市内田町及び
唐国町所在埋蔵文化財試
掘調査報告書
4. 近畿自動車道吹田～松原
線建設予定地内龜井遺跡
他 2 遺跡第 1 次発掘調査
報告書
5. 大阪府柏原市高井田所在
遺跡試掘調査報告書



大阪府泉南郡阪南町自然田地区
埋蔵文化財分布調査報告書

—大正不動産KK開発予定に伴なう—

昭和48年3月

財団法人 大阪文化財センター

はしがき

財團法人大阪文化財センター

理事長 加藤 三之雄

最近の大阪府下における宅地開発は、大規模且つ急テンポで進行しています。この様な現状は、ともすれば開発そのものの無秩序化を生み、自然破壊、第2次公害の源泉にもなりかねない状態です。

これらの情況の中で発足した大阪文化財センターは、文化財保護の立場に立って、大阪府下の市街化調整区域内における大規模開発予定地内の埋蔵文化財の分布調査を実施することになりました。

今回実施した大阪府泉南郡阪南町所在の大正不動産株式会社の開発予定地は、西側に隣接して玉田山古墳群が存在し、また、六十瓊敷令の茅渟の『菟原川上宮址』として伝承されてきたところであります。

一口に分布調査といいましても、実際に調査を実施して下さった関係者の御労苦は想像にあまりあるものと思い、寒暖を問わず調査に参加された関係者各位に深く感謝の意を表しますとともに、こころよく開発予定地の立入りを承諾された大正不動産株式会社の関係者各位ならびに調査に協力して下さった阪南町教育委員会の関係者各位に厚く感謝の意を表します。

昭和48年3月

I 調査に至る経過

大阪府泉南郡阪南町自然田一帯の丘陵地帯を宅地開発する計画を立てた大正不動産株式会社は、昭和47年9月8日付で当該開発予定地域内に於ける埋蔵文化財の分布調査を大阪府教育委員会に依頼した。

依頼を受けた同府教育委員会は、財団法人大阪文化財センターが分布調査を実施することが適当として、大正不動産株式会社に対し、同センターと協議されたい旨連絡をした。

連絡を受けた同社は、再度財団法人大阪文化財センターに対し、分布調査の依頼を行ない、協議の上、昭和48年2月9日付で調査の委託契約を締結し、昭和48年2月20日をもって同センターは、当該開発予定地域の埋蔵文化財の分布調査に着手した。

II 和泉・阪南町(箱作)周辺の歴史的環境

1. 歴史の流れ

和泉山系を背に、大阪湾を目前にひかえた細長く、狭い和泉平野の南部は、日根郡鳥取郷として古代から大和の文化を攝取してきた地であった。

また、この南部の、とくに現南海町地域にその勢力をもっていた在地豪族の権力を象徴するかのごとく、和泉平野を臨む立地に箱作古墳がある。この前方後円墳の箱作古墳の東方には塚谷古墳群があり、古代國家統一前夜の状勢を眼前に映しだす。

和泉国が、河内国のうち大鳥・和泉・日根の三郡が独立して政治的行政の国として設置されたのは、天平宝字元（757）年のことであった。それ以前は、河内国泉郡として公称されていた。

また、「記・紀」においては、「チヌ」=茅渟・血沼と呼ばれていた。この「チヌ」については『日本書紀』神武天皇の条の東征の記載に詳しい。そして、この物語は周知のとおりその信憑性は少ないと見える。

一方、和泉（とくに日根野郡鳥取郷）と紀伊とは地理的に隣接し、歴史的にも密接な関係にあったことは考古資料や文献史料によって知られる。とくに、紀伊にもっとも近い鳥取郷の地域は、古くから紀氏およびその同系氏族の勢力範囲であったと思われる。大和朝廷が大和平野を本拠とし、河内平野へ進出して、さらに摂津および和泉の北部にその勢力の伸張をはかっていった5世紀前後には、紀氏との接触が展開されていった。このような情勢下では、和泉が行政区画として「和泉國」が独立するには、大和朝廷の支配権力による和泉と紀伊との分離展開をまたなければならなかった。このことは、和泉地方の在地豪族の勢力の弱少化を示していたといえる。「記・紀」にみるかぎり垂仁天皇の治世下をまたねばならないであろう。つまり、五十瓊敷命の茅渟池や日下の高津池などの築造であり、菟延川上宮造営であったといえよう。この治世では、大和朝廷の勢力が、日根野郡鳥取郷まで伸張しつつあったことを示すものであろう。

このように大和朝廷の権力が和泉に進出して後、和泉地域が統轄されていくのであるが、その統轄者は河内国に本拠をもつ凡河内氏であった。そして、大化改新後、和泉は河内国泉郡として発足し、天平宝字元（757）年に和泉国が、河内国から独立するに至ったのである。そして、同五年

には参河王が和泉国司となって赴任したのであった。『続日本紀』孝謙天皇の条、淳仁天皇の条を参照)。また、天平神護元(765)年十月二十六日に称徳天皇が和泉国日根郡深日行宮に行幸した頃には、紀伊の在地豪族は大和朝廷の権力下で和泉侵出は可能ではなくなっていたと考えられる。

このようにして、古代国家の権力下によって和泉国の独立がなされ、以後築池・開墾事業が展開せしめられていったのである。この古代国家の築池事業の経費は「延喜式」(主税)をみるとかなり大きなものであったといえる。たとえば、「和泉国正税、公席各八萬束、國分寺料五千束、文殊会料一千束、卷尾寺觀音堂料五百束、勅旨庄御税一千束、修理宮舍料一萬束、池溝料二萬束、救急料三萬束」という文書から窺える。

古代国家の築池事業とともに荒野開発もなされた。この情況は、奈良時代末期以後、公地公民の政治的理念が古代国家の自らの手で崩壊せしめられ、次第に皇室・貴族・寺社などの所謂權門勢家などの荒野開発にかかる土地の私有化とその寄進が展開されていく過程のことであった。つまり、寛弘元(1012)年正月に、和泉国司が国内の諸郡司に対して、大小の田堵(後の名主)に荒庭田の開発を行なわしめた。「可普仰大小田堵古作外令發作荒田事」という「和泉国符案」にみえる田堵の力をを利用して、国内の有力な郡司が在地莊園として形成していく基盤が、和泉国にも例外なく存在していた。そして、和泉国にも莊園が形成されていくのであった。この平安時代末期から鎌倉初頭にかけて、和泉の南部に古代紀伊氏の勢力の伸長とは異なった様相で、權門勢家の一つである高野山の勢力が及んでくるのであった。この高野山の和泉の開発は鎌阿上人によってなされていたことが、「高野山文書」(「宝簡集1」第9号文書)にみえる。すなわち、建永元(1206)年の「僧鎌阿害状」にみえる「和泉國為荒野開發沙汰、境四至打勝示、官使祇候間、借物巨多也」という文書がそれであり、日根郡内の近木郷も庄として、また後の九条家領日根野庄周辺もすでに莊園として開発されていたことが諸史料によって窺える。

一方、日根野郡鳥取郷も正平24(1369)年には、河内の觀心寺法華堂造営料所として給旨が下されたのであった。この鳥取庄は、さきの高野山の支配をうけていたことも知られ(「又統宝簡集」「高野山文書」)、各寺院の莊園が入り組んでいたと思われる。

また、この分布調査にかかる南海町周辺にある箱作、淡輪にも諸寺院の莊園があった。寿永3(1184)年の「関東下文」に見え、賀茂別董社領の41所の莊園の一つとしてあったのが菅作庄(箱作庄)であった(清水正健「莊園志料」参照)。一方、淡輪莊は建永元(1206)年に興福寺領としてあつたことを「門葉記」(天台宗青蓮院の御修法、所領、雜事に関する記録の集大成で、尊円親王編)によって窺うことができる。

菅作庄は、深日村、東西箱作村を含み、淡輪庄は淡輪村一村からなる。

また、この周辺にもいくつかの莊園が並立していた。たとえば、信達庄、新家庄、深日庄などがあった。

このような中世以後の莊園の存立は守護大名の戦国大名への展開と太閤検地によって消長する運命にあった。そして、戦国期から続いた戦乱が、和泉地方の神社・仏閣を焼亡せしめていったことは、和泉の各地域の史跡が書きとどめた記述によって知られるところである。この戦乱は、大阪冬夏両陣を最後として終止符がうたれ、300年に亘る徳川幕府政權が天下の霸權を握るのであった。

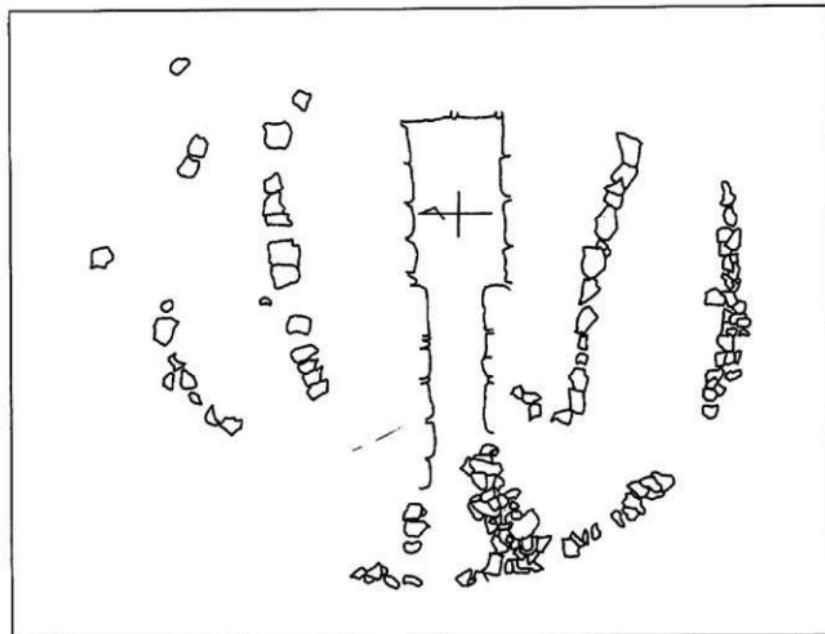
2. 五十瓊敷命と菟砥河上宮について

—記・紀をめぐる河上宮跡の所在と皇位繼承へのアプローチ—

玉田山・伝河上宮跡周辺について

海と山に囲まれた細長くのびる和泉平野の南端に近い東鳥取の地は、古くから栄えたところであった。和泉山系の南山の北麓には、古墳時代後期の高田山古墳がある。そして、この南西には菟^{スミダ}河上宮の伝承をもつ玉田山があり、この玉田山自体が横穴式石室を主体とする古墳であった。また玉田山の麓の水田地の中に「宇度ノ口」の字を残すものがあり、玉田山には玉田神社があった。この玉田神社には、山本ノ宮とも称され、正平年間（1346～1370年）に書かれた『東草集』には、在地の神社、たとえば若宮社、奥天社などの諸社とともに、玉田神社の西北約1km距てた波多神社の末社的地位におかれていたことが窺える。

一方、この玉田神社のある玉田山を地元の研究者は、五十瓊敷入彦命の墓—古墳と考えられている。この考證の根拠は、つぎにも触れる『延喜諸陵式』にみえる「宇度ノ墓」云々という記載であり、さきの「宇度の口」という字名であった。さらに『日本書紀』孝徳天皇の大化二年の条にみえる「大市連前詔ニ達フ、前詔ニ日ク、國司等住所ニ於テ自断ル莫レ民ノ訴ル所、輒チ斯ノ詔ニ達フ自菟^{スミダ}ノ人ノ訴ル所判」云々という文言であって、「菟^{スミダ}」という地名を挙げ、玉田山の北方にある自然田地を「菟^{スミダ}」といった証とされたのである。



挿図1 玉田山古墳実測図 『玉田山古墳発掘調査概要』より

縮尺 1/100

しかし、この五十瓊敷入彦命の墳墓は、明治14年に宮内省によって、泉南郡岬町所在（淡輪）の東陵を「宇度ノ墓」として認められた。

一方、この五十瓊敷入彦命の母である日葉酢媛の崩御に際して、「和泉石作連」によって皇后の石棺を調達せしめたことでも無縁の地ではなかった。この鳥取郷を中心として各地に散在する石棺を造る部族=和泉石作連は『新撰姓氏録』（佐伯有清『新撰姓氏録の研究』本文篇所収）にそのことが記載されている。すなわち、「左京神別下」に、

石作連

火明命六世孫ノ述真利根ノ命之後也。垂仁天皇ノ御世。奉為ニ皇日葉酢媛命ノ。作り石棺ヲ獻之仍テ賜フ姓石作大連公ト也。

とあり、和泉国神別にも「石作連」とみえる。

この記載は、石棺の年代的考察において周知のものであり、この記述とともに『日本書紀』の垂仁天皇三十二年の条にみえる「埴輪」の出現も考古学研究上貴重な史料となっている。

それはともかくとして、つぎに伝「河上宮」と五十瓊敷入彦命について若干触れていく。

五十瓊敷入彦命と菟延河上宮跡をめぐって

垂仁天皇四年の秋九月、垂仁天皇の皇后であった狹穗姫は同母兄、狹穗彦王の謀反によって、皇后と垂仁との間に生まれた菅津別命（第一皇子）とともに「福城」において殉じた。この謀反で活躍したのが、上毛野君の遠祖である八綱田（倭日向武日向彦八綱田）であった。そして、この反乱の条は『日本書紀』に詳しい。

垂仁天皇は、皇后挾抱姫を亡くして後、丹波道主王の娘五人を喚した。つまり、『日本書紀』の垂仁天皇十五年春二月の条に、

第一曰ク日葉酢媛。第二曰ク淳葉田瓊入媛。第三曰ク真延野媛。第四曰ク薊瓊入媛。第五曰ク竹野媛。

とある五人の媛がそれらである。この内、第一の日葉酢媛が、同年秋八月に皇后となった。

この皇后と垂仁天皇との間に生まれたのが五十瓊敷入彦命であった。この命のほかに大足彦尊、大中姫命、倭姫命、稚城瓊入彦命をもうけた。大足彦尊は後の景行天皇である。

垂仁天皇即位後の皇位繼承を示唆するかのごとき条々が『日本書紀』の垂仁天皇三十年の春正月の文言にみえる。すなわち、

卅年春正月己未朔甲子、天皇詔五十瓊敷命・大足彦尊曰、汝等各言情願之物也。兄王詔、欲得弓矢。弟王詔、欲得皇位。於是、天皇詔之曰、各宣隋情。則弓矢賜五十瓊敷命。仍詔大足彦尊曰、汝必繼朕位。

という記述がそれである。垂仁天皇が五十瓊敷命と大足彦尊に「汝等の各々の願いを申せ」と詔したことに対して、兄王である五十瓊敷命は「弓矢を得たいと思う」といい、弟王の大足彦尊は「皇位につきたいと思う」といい答えた。これに対して、天皇は「各々の情の意に附うがいい」と言って、兄王には弓矢を賜い、弟王には「汝は必ず皇位を繼げ」と言い給うた、という内容のものであった。

この皇位繼承に関する記述は『古事記』では窺えない。しかし、さきの狹穂彦命の反乱についてには、『古事記』の垂仁天皇の「沙本比光」の条に見える。ただ、この記載と「五十瓊命を河内国に遣して、高石池・茅渟池を作らしむ」という文言は『記紀』とも前後逆の物語りとしてある。さらに、『古事記』では「次に印色入日子命は血沼池を作り、また俠山池を作り、また日下の高渟池を作り給ひき。また、鳥取の河上宮に坐して、横刀堂口を作らしめ給ひ、これを石上神宮に納め奉り給ひき。すなわち、その宮に坐して、河上部を定め給ひき」とあり、『日本書紀』の記述に比較して簡略化は免れないようである。

『日本書紀』の垂仁天皇三十五年の秋九月以下の条には、

遣五十瓊敷命千河内國、作高石池・茅渟池。○冬十月、作倭狭城池及遙見池。○是歲、令諸國、多開池溝。數八百之。以農為事。因是、百姓富饒、天下大平矣。

(中 略)

卅九年冬十日、五十瓊敷命、居於茅渟菟磯川上宮、作劍一千口。因名其劍、謂川上部。亦名日裸伴。裸伴、此云阿簡播磨我等母、藏于石上神宮也。是後、命五十瓊敷命、俾主石上神宮之神宝。

(割註略)

とあり、『古事記』と比較すると『日本書紀』の条々は詳細に記述している。また、『古事記』では「印色入日子命」と記し、『日本書紀』では「五十瓊敷命」あるいは「五十瓊敷入彦命」と記載されている。

一方、五十瓊敷命の河上宮についても『古事記』は「鳥取之河上宮」とし、『日本書紀』は「茅渟菟磯川上宮」としている。この『日本書紀』にみる茅渟は和泉の海を意味し、『日本書紀』の崇神天皇七年八月の条の「茅渟懸」は和泉国一帯の古称であった。また「菟磯」については『延喜式』に「宇度墓（五十瓊敷入彦命、在和泉国日根郡。光城東西三町。南北三町。守戸二烟）」があり、宇度=菟磯と称される地名は「和泉国日根郡」にあったことになる。

いま、「延喜式」で和泉国の郡編成をみると、大鳥郡、和泉郡、日根郡の三郡からなっていたことを知る。この日根郡のいざれの地に「河上宮」が存在したかは、『記』の文言、すなわち「鳥取之河上宮」の記載、そして『和名抄』にみる「日根郡鳥取郷」という記述から推察する以外、わたしたちには「河上宮」を知る手掛は与えられていない。

この「河上宮」の所在について、従来より大きくわけて二説がある。この相対する説については『東鳥取村誌』の第二編「上古」に詳しいので、あえてここでは触れないことにするが、同書も参考し、ここでも記載した『記・紀』などの史料を再び検討して、河上宮の所在へのアプローチとする。

まず、『日本書紀』にみる「菟磯河上宮」、あるいは『古事記』の「鳥取之河上宮」の造営を必要たらしめたかという点を考えることが大切であろう。

つまり、河上宮造営を展開せしめる往時の古代社会の情勢と和泉地方のあり方を問題にすることから始めていくことが、河上宮所在の要件をみたすといえる。

垂仁天皇の治世の前後の古代社会、大和朝廷の政権のあり方をみると、大和政権が大和平野を本貫として台頭して、河内平野に進出してきたことは考古学的資料によても明らかであり、攝津および和泉北部に伸張するのが5世紀前後であった。この時期に紀州一帯をその勢力下におく紀氏と接触しつつあったことや『日本書紀』の雄略天皇十四年の条にみえる延臣根臣に関する事件によっ

て根氏が紀伊国に北接する日根の地に逃れ、遂に殺され、その後裔が阪本臣の租となる記述と、同書欽明天皇二十三年の条にみえる阪本精手の海外交渉の実務担当者としての実力は紀氏本宗家およびその同族の海上交通の氏族的伝統の継承されたものと考えられている点を含めると、紀氏の和泉南部への勢力伸張も考えられるであろう。さらに、この紀氏の攝津→大和への勢力拡充を防禦としての意図がもとに「河上宮」が軍事的要塞としての性格を帯びていたと考えられないこともない。この軍事的色彩を帯びると思われる点は、次に考える。

このような大和政権の情勢を『記・紀』かつ考古資料（攝津南部での巨大古墳の存在）からの推察、さらに『泉佐野市史』にみる「日根郡の地域内では最も平坦地をもっている本市（泉佐野）近域に前方後円墳がなく、南端の淡輪町に古墳時代中期の大きな前方後円墳とその陪塚がある。このことは日根郡の場合は強大な氏族による大規模な開発は南からはじまつたという上記の推測を助けるであろう」という推論、岸俊男論文（『紀氏に関する一試論』、『日本古代政治史研究』所収）などから考えると、五十瓊敷入彦命の和泉への下行と「河上宮」造営は、当然の結果として必然的なものとして浮びあがってくるであろう。

これらのことを考えあわせると、淡輪地域に五十瓊敷命の墳墓=宇度ノ墓の所在についても二説を考えることができ、「河上宮」については、玉田山の北方の自然田地域に宮跡が存在していたと考えると大和政権下の和泉での紀氏との関係が把握できよう。つまり、紀伊國にもっとも隣接する淡輪が、大和政権下にあったと考えるよりも、むしろ地理的にも（かつ考古資料も含めて）紀氏の勢力圏と考えることが妥当であろう。そのように考えるなら、紀氏との関係を考えた大和政権の和泉での支配のあり方は、伝「河上宮」造営によってかつ五十瓊敷命の日根野郡本貫は、紀氏との接触と、紀氏勢力圏拡大の防禦ともなりえたといえるのではあるまいか。ここにこそ、垂仁天皇の五十瓊敷命にたくされた政治的かつ軍事的意図があったと思われる。

したがって、このように考えるなら、現在の伝承地としての「河上宮」跡の地が、古代国家=大和朝廷のもっとも配慮ある選択であったと考えられるのであるが、いかがであろうか。

崇神紀と垂仁紀にみる皇位継承へのアプローチ

五十瓊敷命に関する『日本書紀』の垂仁天皇三十年正月の条にみえた皇位継承のひとこまが、また同三十九年十月の条にみえる河上宮での剣一千口の鋲造が、鉄器生産に關係する記事として考えられているようである（森浩一「大阪と古代の鉄覚書き」「大阪府の歴史」第一号所収）。この考察は、はたして鉄器生産に係る叙述として、かつ一資料として傍証しうるであろうか。

いま、さきに窺った三十年正月の条の五十瓊敷命と大足彦尊との垂仁天皇への返答をふりかえってみると、五十瓊敷命は弓矢を賜わることを欲し、大足彦尊は皇位を欲したことに対して、垂仁天皇は兄王には弓矢を得え、弟王には次の皇位を繼くことを容認したという單なる皇位継承の物語りと思われる。しかしながら、この垂仁天皇の条をさきの崇神天皇の四十八年正月の条と対比して考えると、皇位継承における思潮と、軍事組織との表裏一体の意図がかくされているようと考えられるのである。すなわち、崇神天皇四十八年正月の条にも、垂仁天皇の条と近似する物語が組まれていることに注視できる。つまり、

天皇勅豊城命・活目尊曰、汝等二子、慈愛共畜。不知、掲為嗣各宜夢。朕以夢占之。二皇子、於是、被命、淨沐而祈夜。各得夢也。会明、兄豊城命以辭奏干天皇曰、自登御諸山向東、而八廻弄槍、八廻擊刀。弟活目尊以夢辭奏言、自登御諸山之嶺、柵紐四方、逐食栗雀。則天皇相夢、謂二子曰、兄則一片向東。富治東國。弟是悉臨四方。宣繼朕位。○四月戊申朔内賓、立活目尊、為皇太子。以豊城命令治東。是上毛野君・下毛野君之始祖也。

とあり、夢占いをもってアプローチしていることがわかる。これに対して垂仁天皇の条では直接の会話をもって皇位継承へプロジェクトしている点が相異するが、皇位継承者が第二皇子であり、第一皇子が軍事的要素をもった職種にあたらされているという共通基盤がある。すなわち、五十瓊敷命は「劍一千口」の鋳造するという表現にみる武具等の生産にたずさわり、これに関係する品部一橋部・倭文部・神弓削部・神矢作部・大穴穂部・泊樋部・玉作部・神刑部・日置部・大刀佩部の十個の品部を賜うのであった。これには、五十瓊敷命の「欲レ得：弓矢」うという「情願に対する結果であった。

一方、豊城命は「東国を治め」ることを命ぜられた。この東国治世の上毛野郡・下毛野君は東国防衛のための軍事組織の氏族であって、この氏族の祖が豊城命であった。この東国での上毛野君等の活躍と田辺氏との関係は佐伯有清氏（「田辺氏について」・『田辺廃寺発掘調査概要』1927所収〔大阪府教育委員会刊〕）らが触れておられるので、その点の詳細は諸氏の論考に譲りたい。

ともかく、豊城命が東国治世にいくことになったのは、命のみた夢の「自ら御諸山に登りて東に向きて、八廻弄槍し、八廻擊刀す」といった「夢ノ辞」によるところであった。

このように両者には共通した思潮が底流にあるといえる。つまり、古代国家成立前にみられる国内統一と皇位継承とがからみあいながら、この物語りを形成せしめたことを示唆している。

III 調査の目的と結果

今回実施した埋蔵文化財分布調査は、大正不動産株式会社の開発予定地に於ける埋蔵文化財の有無を開発行為以前に調査し、存在した場合には、それらの追跡、遺物等の保存対策を再度協議する前提に立って行なったものである。

調査は昭和48年2月20日から同2月26日迄の間（日曜日をのぞく）延6日間実施した。

当該開発予定地は、すでに造成がほぼ完了した中心部約12haを取り囲む状態で南北2区画に分離している。今回の調査では便宜的に南区、北区と呼ぶことにした。
（南区の調査）

南区は、約7haの面積である。現状は松林であるが、最近は人が立入った様子はなく、尾根道以外は、雜木及び、大きなシダ類でおおわれている。したがって調査時は大変な苦労をした。地形的には峻険な尾根と、深い谷によって構成されており、また地肌がすべて和泉砂岩及び若干の粘土層で形成されているため、風化がはげしくまた面として抜がった部分は一ヵ所も存在しない。

調査は、尾根と谷を中心に、一部分斜面の踏査も試みたが、尾根上に2片の現代物の陶磁器片を認めたのみで遺物の散布は認められず、遺構の存在も確認し得なかった。

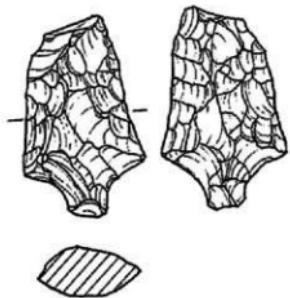
(北区の調査)

北区は、約9haの面積をもっている。現状は松林を主とするが、部分的に甘橘類の果樹園が存在し雜木及びシダ類に加えて、笹、カヤ等が認められる。地形的には南区と比較してなだらかな丘陵であり、池が數ヶ所含まれている。また一方、玉田山と呼ばれる小高い丘が、北部の平野につきだしており、この丘陵全体が縄文時代の遺跡である。さらにこの丘陵の西側裾部には玉田山古墳群としており、この2基の古墳が存在する。この地区も南区とほぼ同様な土質で形成されているが、やや風化が激しい。

調査は、ほとんど全面にわたって歩いたが、音羽池北部の丘陵はブッシュが深く全体を限無く歩くことではいかなかった。この北区では、前述の玉田山縄文遺跡からなだらかに南へのびる尾根上で、尖頭器を一個ひろった。(捕図2)(図版第5)この為、採集地点を中心に綿密に歩き、一部削除もしたが、他には何らの遺物も発見することは出来なかった。

しかし、前記の玉田山遺跡の他、付近には寺田山、岩崎山、石田山等の縄文遺跡が丘陵先端に密集して立地しておりこのあたりが、当時の集落立地として適していたことが窺えるのである。したがって、今回の調査では明確な遺構を存在を知るまでにはいたらなかったが、今後とも充分注意をしなければならないと考える。

最後に採集したポイントについて、簡単に説明を加えておこう。



捕図2 尖頭器実測図

この尖頭器は現存長3.6cm、最大巾2.3cm、厚み0.8cm、重さ6.9gで、先端部と基部末端とを欠失している。身部は先端の方から中程まで曲線を描いてやや張り出しており、中程から最大巾の部分へと内側にして反りを持っている。最大巾から基部へかけては割り込んで逆刺と茎部をつくりだしている。断面は凸レンズ状で一面がやや小高くなっている。この面を背面とし、やや平たい方を腹面とする。こうした両面のち

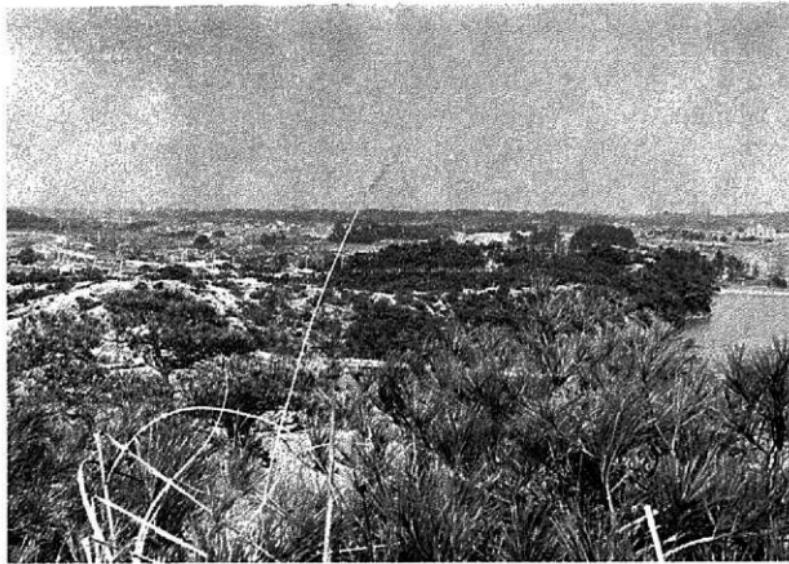
がいは尖頭器にはありがちであるが、素材とする剝片の背面と腹面に従っている場合が多いであろう。それは全体の剝離調整の具合をみると背面では中心に向って入る剝離痕が脊稜線にぶつかって伸びられずに止るため左側に段が生じていること(この場合も左側であることは剝離順序がほぼ一定しているからであろう、これに対して腹面では滑らかな並列剝離が行われていることから判断される)。腹面の逆刺をつくり出す部分は茎の両側にいずれも一回の剝離によって形成されている。風化のため表面が黄灰色を呈し、内面は漆黒色のサマカイト製である。風化度、形態、表面の特徴、断面が平面形に対して部厚いこと、など、縄文期以降の石器であるよりは先土器文化期の所産である疑いの濃い遺物である。

圖版第一 調査地域図





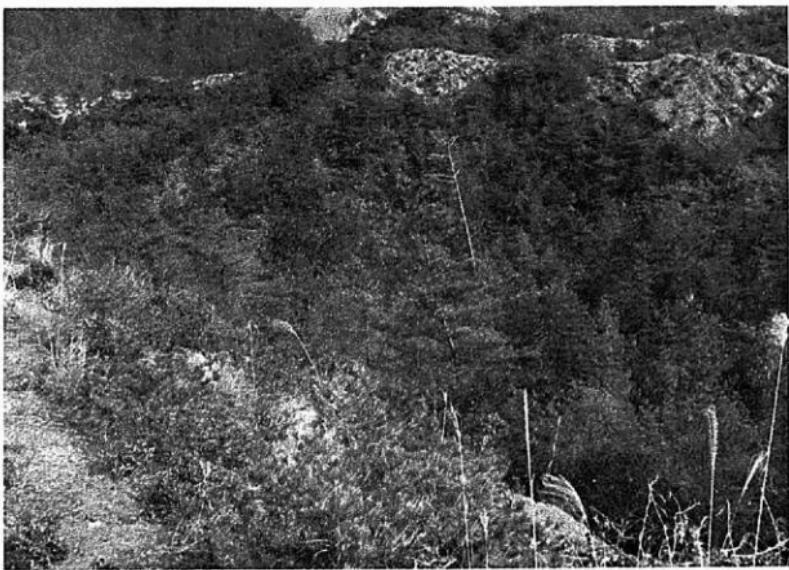
調査地遠景（南より）



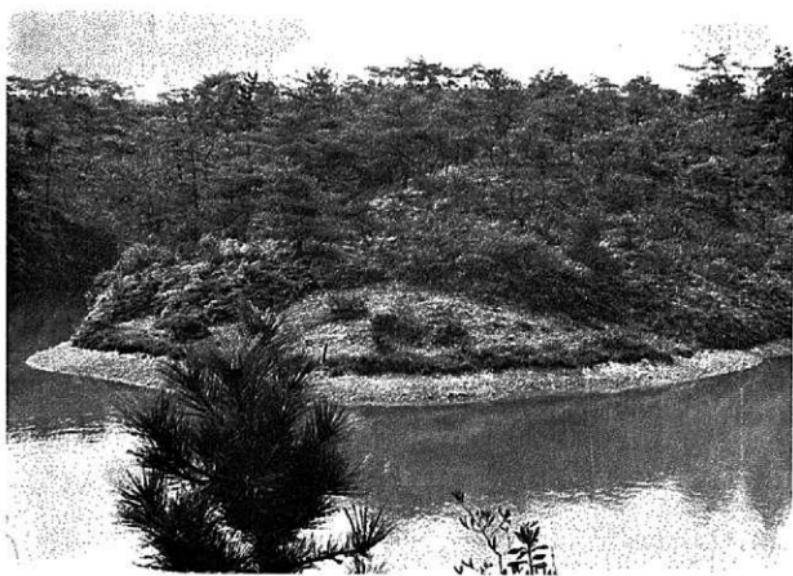
調査地遠景



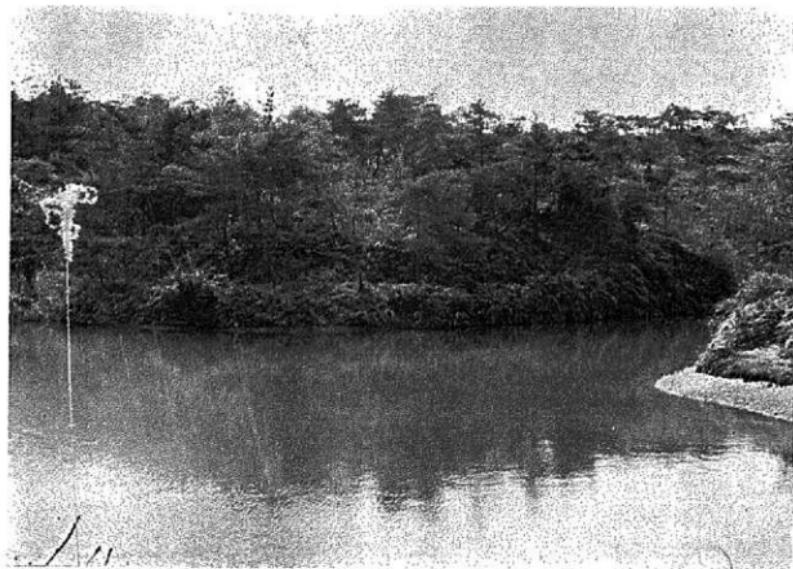
南調查地現狀



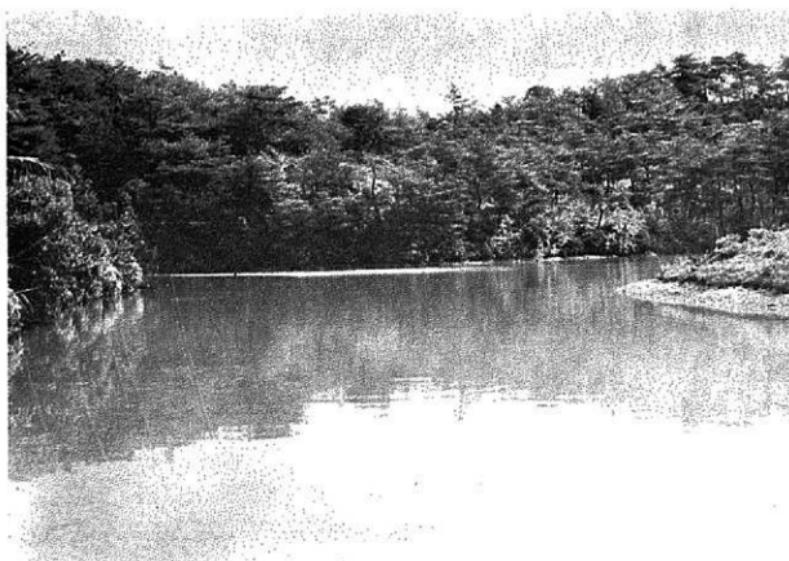
南調查地現狀



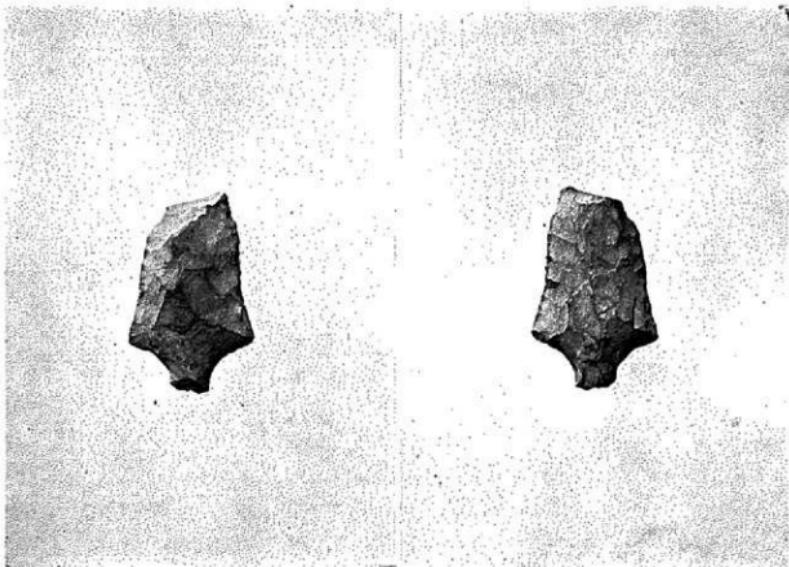
音羽池地域現状



音羽池地域現状



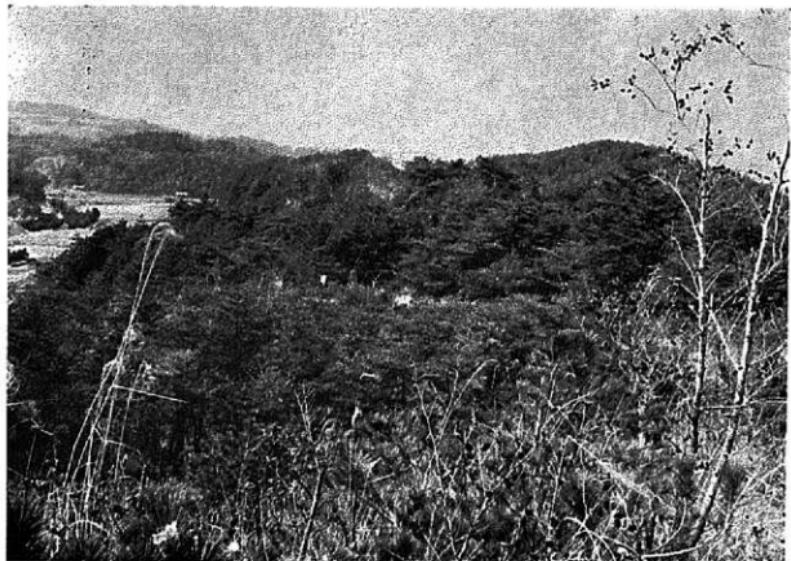
音羽池地域現状



尖頭器



玉田山古墳



玉田山銅文遺跡遺址



主要地方道枚方、富田林、泉佐野線バイパス
(大阪外環状線) 予定路線内
埋蔵文化財分布調査報告書

昭和48年3月

財団法人 大阪文化財センター

はしがき

財團法人大阪文化財センター

理事長 加藤 三之雄

主要地方道枚方、富田林、和泉佐野線のバイパス外環状線の建設工事はここ数年来行なわれており河内長野以北の路線がすでに開通しています。

今回、大阪府土木部道路課によって、河内長野以南、熊取迄の路線工事が計画されました。この予定路線地域は、古くから栄えた土地であり、豊富な文化財が数多く存在することが予想されるところであります。

財團法人大阪文化財センターとしましては、これから貴重な文化財の保護、保存にかんがみ今回、大阪府土木部道路課の委託を受けて、予定路線全域にわたる、これら文化財の分布調査を実施いたしました。今回の調査結果によりますと、予想にたがわず、10カ所の遺跡が発見されました。

今回の自動車の急増と、これに伴なう道路の整備は、自治体の重要な任務であると思われますが、我々の祖先の残してくれた貴重な文化財を、我々の子々孫々にまで残し伝えていくことも、これまた我々に荷せられた重要な任務です。これら予定路線内部に含まれる文化財が、末永く保存され、我々の子々孫々に伝えられることを希望して、巻頭の言葉に代えたいと思います。

昭和48年3月31日

例　　言

- (1) 本冊子は、財団法人大阪文化財センターが、大阪府土木部道路課の委託を受けて昭和48年3月19日から同年3月31日まで実施した主要地方道枚方、富田林、和泉佐野線（大阪外環状線）予定地内埋蔵文化財分布調査報告書である。
- (2) 本調査にかかる必要経費 700,000円は全て大阪府土木部道路課が負担した。
- (3) 調査は、財団法人大阪文化財センター技術員中西靖人が担当し、調査員として奥井哲秀（現茨木市教育委員会技師）氏の協力を得たほか、関西大学学生、山尾富美男、追手門学院大学学生加納英志、京都産業大学学生 山本充久、同 堀田倫之、同 松本寅、奈良大学学生 玉田隆の諸君の協力を得た。記して感謝の意を表する。
- (4) 現場に於ける調査は、予定路線全域約 100haを対称とし、調査関係者全員で踏査した。
- (5) 本報告書の執筆は、中西靖人、奥井哲秀があたった。
- (6) 図版中の金剛寺の写真は、大阪府教育委員会文化財保護課から借用した。記して感謝する。
- (7) 採集した遺物は当文化財センターで保管している。

目 次

はじめに

例 言

第1章 調査に至る経過.....	1
第2章 調査の結果.....	1
No. 1 古 墳.....	1
No. 2 集 落 址.....	2
No. 3 集 落 址.....	2
No. 4 古 墳.....	2
No. 5 古 墳.....	2
No. 6 横 穴.....	2
No. 7 集 落 址.....	3
No. 8 集 落 坂.....	3
No. 9 集 落 坂.....	3
No. 10 坊 跡 (金剛寺).....	3
No. 11 集落址及び寺院址.....	4
第3章 各地点採集遺物.....	4

図 版

第一 遺 跡	第六 遺 跡
第二 遺 跡	第七 遺 跡
第三 遺 跡	第八 遺 物
第四 遺 跡	第九 金 剛 寺
第五 遺 跡	

第1章 調査に至る経過

大阪府土木部道路課が計画実施している主要地方道枚方、富田林、和泉佐野線（大阪外環状線）の建設は、ここ数年来継続的に行なわれ、既でに河内長野以北の開通をみていく。今回さらに河内長野以西、熊取迄の間の事業が計画実施されることになった。これに伴なって当予定路線内部に於ける埋蔵文化財の有無を調査する必要がある旨、大阪府教育委員会文化財保護課から連絡を受けた大阪府土木部道路課は、ただちに、同府教育委員会に対して、埋蔵文化財分布調査委嘱が提出され相方で協議がもたらされた。この間に、大阪府下の文化財を保護し、また広く府民に文化財の重要性をビーアールすることを目的とした財団法人大阪文化財センターが発足し、当センターの事業部門に埋蔵文化財分布調査が含まれていることから、大阪府土木部道路課と大阪府教育委員会が再度協議の結果、当調査を同センターが実施することで結論に達したのである。

これによって、財団法人大阪文化財センターと大阪府土木部道路課は、昭和48年3月19日付をもって委託契約を締結すると同時に、同センターは実際の事業に着手したのである。

第2章 調査の結果

大阪外環状線予定路線約22kmの中で、今回発見した遺物散布地及び文化財所在地は、下表のごとくである。

No.	遺跡の種類	時期	所 在 地	遺 物	その 他
1	古 墳	古 墳 時 代	大阪府泉南郡熊取町小恒内	な し	可能性有
2	集 落 址	奈 良 時 代	大阪府貝塚市水間	須恵器片	多量に散布
3	集 落 坂	古 墳～奈 良	大阪府岸和田市土生淹町	土師器片・須恵器片	
4	古 墳	古 墳 時 代	大阪府岸和田市上白原町	な し	可能性有
5	古 墳	◆	大阪府岸和田市積川町	な し	方墳か？
6	横 穴	◆	大阪府岸和田市内畠町	な し	確 実
7	集 落 坂	古 墳～奈 良	大阪府和泉市仏並町	土師器片・須恵器片	
8	集 落 坂	古 墳～奈 良	大阪府和泉市福瀬町	須恵器片	
9	集 落 坂	弥 生～古 墳	大阪府和泉市福瀬町	弥生式土器・土師器	
10	坊 坊	奈 良 時 代	大阪府河内長野市天野町		絵図その他
11	集 落・寺院址	古 墳～奈 良	大阪府河内長野市上原町高向	土師器片・須恵器片	多 量

以下各々についてその現状及び推定範囲等を述べてみたい。

No. 1 古 墳(図版第一)

当古墳は泉佐野市から東へ派生する海拔100以下の低丘陵の東の端、浄池と寺池に南北をとざされた山丘上海拔70mの所に所在する。

現在は、後世に建立された小さな社が崩壊しており、実際には古墳としての形状は呈していない。しかしながら比較的面の平坦な石材が散乱しており、横穴式石室の石材として考えられないことは

なく、また一方、地形的にも直径約5m程度円形プランを呈していることから、古墳である可能性は非常に高いと思われる。

No. 2 集 落 址 (図版第二)

この集落址と思われる地域は、水間鉄道が南北に走る近木川の両岸に拡がる平野部の東方に位置し、水間駅と三ヶ山口駅の中間地点東方の田畠の中である。

採集した遺物は須恵器片のみであるが、比較的広範囲に散布している。散布地の範囲は東西60m南北80m程度の広がりを持っている。包含層の厚味、造構の有無、性格等は不明であり、正確な試掘調査が必要であろう。

No. 3 集 落 址 (図版第三)

和泉山脈の北端部、津田川の氾濫原に面した低台地上に存在する。意賀美神社の東150mにあって、土師器片、須恵器片を若干採集した。時期の判明する遺物は少なく、時期的には幅をもつているようであるが、極めて断定しにくい。おそらく、古墳時代から奈良時代にかかるものであろう。散布地の範囲は東西40m、南北50m程度を示している。

No. 4 古 墳 (図版第四)

細長く南北にのびる低地、丘陵にかかる地点に存在する。

現在は果樹園（みかん畑）となっているが、直径8m程度、墳丘の高さ約1.5m程度の形状を示し、円墳の可能性は極めて強い。しかしながら、立地点のみについては、谷部に位置することからも、疑問視する点がないでもない。

No. 5 古 墳 (図版第五)

牛滝川の河岸段丘上に位置する。

現在は果樹園となっており、古墳だったとするなら破壊がはなはだしいものである。形状は方形プラン（一辺長約8m）を示している。

これは極めて古墳である可能性がとぼしいが、決定的に否定する材料がないかぎり、やはり参考地としておくのが無難であろう。

No. 6 横 穴 (図版第六)

この横穴は、岸和田市内畠町の丘陵が、父子谷池と対峙する地点の傾斜面に存在する。現在1基のみ確認できるものであるが、凝灰岩の風化が激しくほとんど原形をとどめていない。今回の調査結果からみると、当横穴は奥壁の%とそれに続く床面が奥より約10cm程度残存しているにすぎない。しかしながら奥壁には、築造時のものと思われる刃幅約5～6cmのノミ跡が多数認められる。当地点は予定ルート外ではあるが、関連工事によって完全に破壊される可能性が強く要注意である。

No. 7 集落址(図版第七)

当該集落址は、横尾川が形成する細長い氾濫原の上、河岸段丘上に位置する。その範囲は遺物の散布している地域のみで東西約100m、南北約50mに達する。採集した遺物は須恵器と土師器が大部分を占めるが中には弥生土器と思われるものも若干ある。地形的に見て古代の人々が生活するには最適な場所であり、また比較的フラットな面が広いことも遺跡の存在を強く肯定させる材料となる。包含層の厚味、遺構の性格等は今回の調査では明らかに出来なかったが、正確な試掘調査が必要であろう。

No. 8 集落址(図版第八)

当該集落址は、東横尾川に臨む河岸段丘上に位置する。採集した遺物は奈良時代の須恵器が大部分を占めるが、古墳時代と考えられるものもなくはない。主な散布地は予定ルートより北側になるが、遺構は当然ルート内にも広がっていようから、試掘調査によってその範囲を限定する必要がある。また土師器についても存在する可能性は非常に強いと思われる。

No. 9 集落址(図版第九)

当該集落址は、No.8集落址の東約500mの位置、前者と同様に東横尾川に臨む河岸段丘上に位置する。一面に広がる田圃の中に弥生土器、土師器が散布している。土師器の時期は古いものばかりで須恵器は伴わない。したがってこの集落址はNo.8の集落址より先行するものであろう。包含層・遺構等は不明であるが必ずや大きな遺跡が存在するであろう。散布範囲は東西約100m、南北約100m程度である。

No. 10 坊跡(金剛寺)(図版第九)

真言宗の有名な巨刹。天野山と号し、河内長野市天野町天野山の中腹にある。行基の創建にかかり、四百余年を経て永萬元年高野山の僧阿觀が中興し、更に承安元年後白河法皇は高屋憲貞に勅して重修せしめて金剛寺の勅額を下された。ついで建久二年八箇女院もまた大いに堂塔を修め、僧衆の威儀法式等総て高野にならわしめ、建保三年嘉陽門院が令旨を賜うて女人高野と称せしめられた。その後村上天皇は正平九年十月より六ヶ月の間にこの食堂を以て御所に充てさせ給うたが、爾来歴朝の崇信益々厚く、室町時代に入って守護不入、寺領安堵、諸役免除、狼籍禁制の地と定められ、豊臣秀頼、徳川綱吉を始めとして両家の庇護を受けることが大であった。寺域二万一千坪。堂宇の主なるものは桜門、食堂、金堂、護摩堂、圓山堂、三社、多宝塔、五仏堂、薬師堂。求聞持堂・加持井堂、御影堂、鐘樓、宝庫等である。その内、桜門、金堂、多宝塔、御影堂、鐘樓それに觀月亭とは国宝に指定されている。櫻門には後白河法皇の宸筆「金剛寺」の勅額がかかり、食堂は天野殿とも称し後村上天皇の行在所であり、觀月亭は月を賞し給うた遺跡である。なお、用地内に含まれる多くの堂坊跡は、金剛寺の塔頭の遺構であり、古くは段状に地割りを設け一堂一坊をはじめ井戸、庭などを配した僧侶の坊であった。この堂坊はまた南北朝時代、数万の兵を滞留させた宿院にもあてられたものであった。

No. 11 集落址及び寺院址

この集落址及び寺院址の存在がほぼ確実視される遺跡は、当地を南西から北東に流れる西条川の左岸、流れにそって細長く広がる氾濫原のほぼ中央部に位置する。遺物の散布範囲は、東西約300m、南北約200m以上におよぶ広大なものであり、また遺物の散布量もおびただしいものである。この地はその昔、高向郷とよばれた地域であり、高向連等の記述が古文書に数多く認められる高向氏の根据地であることは、以前から知られていたところである。しかしながら現在に至るまで不思議なことにこの地の遺跡は確認されておらず、なおさら今回の調査で発見された当地がその有力なカギを握っていると思われる。

今回の調査で確認されたことは、当該地域には明確に条里割の遺構が存在すること、また採集した遺物の中には、一度火災にあったと考えられる平瓦片が含まれていることから、当地には、その昔高向寺と呼ばれた様な寺院址が存在する可能性が非常に強いこと、(このことは前述の高向氏の存在とともに密接に関連をもっていると考えられるし、もし寺院址があれば、錦織氏の氏寺としての新堂磨寺に対応する様な高向氏の氏寺とも考えられる)また採集した須恵器、土師器等には古墳時代から奈良時代にかけてのものが含まれていることから、かなりの期間にわたって相当大規模な集落が営まれていたことも考えられる。今回の外環予定路線はこの遺跡の中央部を通ることになるので、早急な試掘調査を心要とするとともに、その結果いかんによっては、ルートの変更が必要になる可能性も大いにあると云わなければなるまい。

第3章 各地点採集遺物(図版第八)

今回の調査で判明した11箇所の遺跡からは各時代の遺物を得たが、その内No.11地点で採集したものを中心にして若干説明を加えておこう。

No.8地点
須恵器(2)
杯身の底部から体部の中程にかけての破片で口縁部を欠く。復原底径は9.3cmを測る。内外面ともナデ仕上げとし、胎土は緻密で焼成堅密な優品である。底部外面には古体の「什」とも読める墨書きが見える。土器の属する時代は形態上および技法の特徴から奈良時代のものと考えられる。一字だけが残存した墨書きからは、記載当初の意味内容を判断することは困難であるが、文字を残すこの遺跡は、当時の官衙ないしは寺院と関係深い土地柄であったことを窺わしめるのである。1片の土器片ではあるが遺跡の重要性をよくものがたっている。

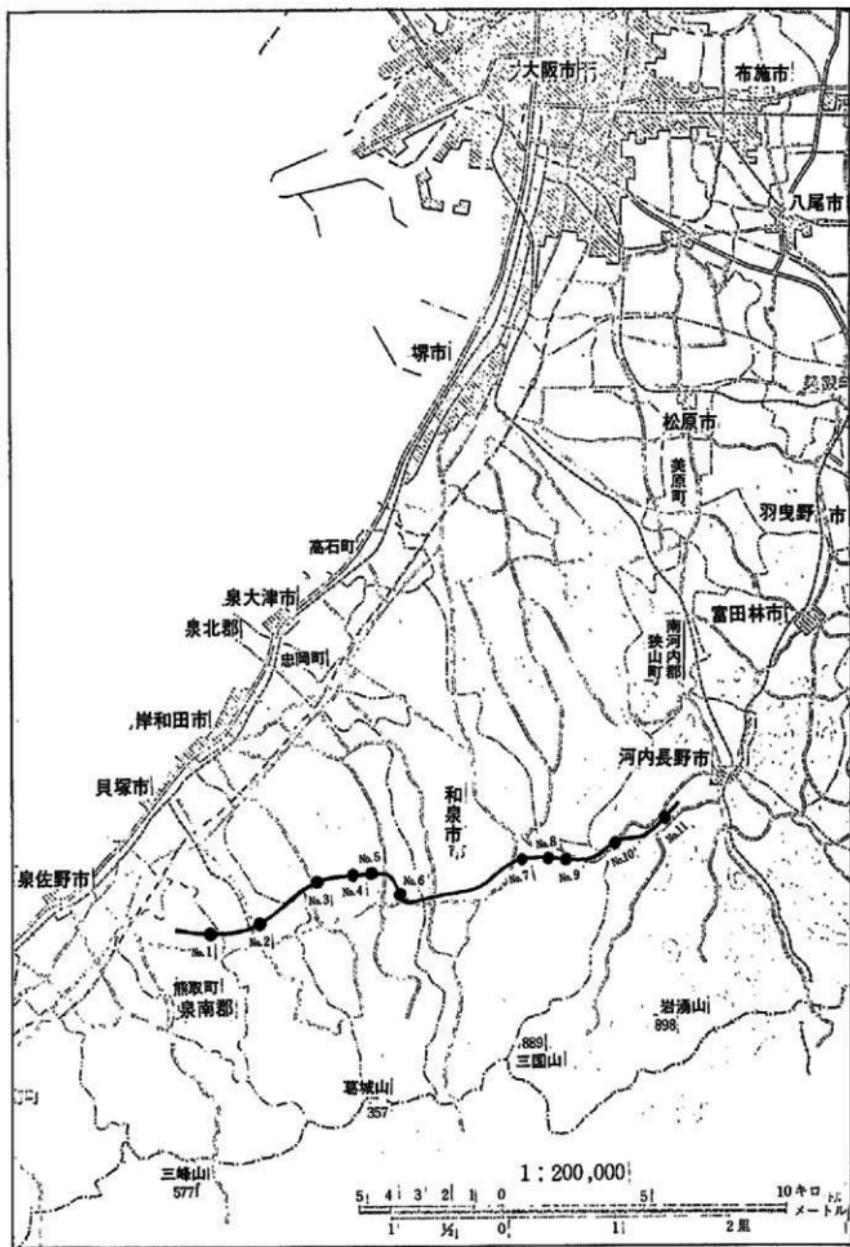
No.9地点
土師器(7)
かなり磨滅した小片である。円孔は2箇所に残存し、その間隔からみて本来は3孔であったことがわかる。内面には籠の縁のアタリと見られる轉整痕跡を残し、外面は磨滅のため判然としないが、籠研磨を加えられていた可能性が強い。この土器の器形については、例えば鉢形土器となる可能性ありとする見方もあるが、上記の内容からして、高杯の脚部とするのが最も妥当であり、その時代は古墳時代の前期とするべきであろうと考えられる。

No.11地点
須恵器(1)
杯蓋の小破片である。口縁端部は丸くおさめる。肩の付近まで削りの痕跡を残すが、稜はない。肩より口縁にかけての外面および内面をナデ仕上げとすることは通常のものと同様である。暗灰色の色調を呈し、焼成は堅密である。その属する時代は形態および技法の特徴から6世紀後半であろうと推測される。

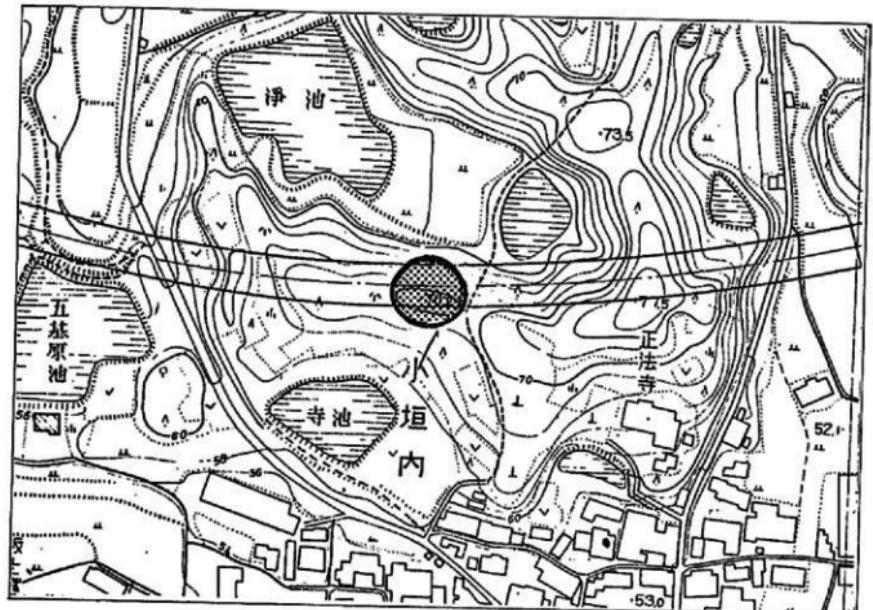
No.11地点 土師器(3)～(6) (3)、(4)は小型の壺である。(3)は口縁部のみを残す小破片であり、復原口径約12cmを測る。や、外反気味に立ち上がる口縁の内外面はナデ仕上げとし、端部は丸くおさめる。頸部以下内面は削りを加えられているものよう。古墳時代のものと思われる。(4)は口頸部および胴部の一部を残す小片で口縁部はや、内撲気味に立ち上がり、端部は丸くおさめて、内外面にナデ調整の跡を残す。胴部外面は現状では剥離して、調整の跡は不明であるが本来は刷毛目仕上げであったと推測される。内面はきわめて平滑なナデ仕上げを行なっている。古墳時代後期、6世紀代になるものであろう。(5)は皿の口縁から底部にかけての小片である。復原口径約19cmを測る。口端は軽くおさえて平坦面をなす。体部外面はナデ仕上げとするが軽くおさえて2条の凹線風の跡を残す。底部外面は指でおさえて仕上げとなし、内面は布状のものによるナデ仕上げを施す、灰褐色の色調を呈し、焼成は堅緻である。胎土には紅色に発色する特徴的な鉱物粒子を若干含む。奈良時代のものか。(6)は高台付きの杯であるが底部の一部分を残すのみである。高台の部分の復原径は、約16cmを測る。高台は内側で僅かに段をなし、外方へしっかりとふんばる。底部は高台よりも大きく外部へはり出した後、体部から口縁部へと移行するもようである。底部内面には放射状および螺旋状暗文の痕跡が窺える。胎土は緻密で焼成堅緻。灰褐色の色調を呈している。その属する年代は7世紀中頃として大過あるまい。

No.11地点 製塩土器(8) いわゆる製塩土器の小破片で口縁部から胴部にかけて残存している。復原口径は約5cmを測る。外面には全面に叩き目を残し、内面は縱方向のナデの跡が窺える。茶褐色の色調を呈し焼成は極めて堅緻である。おそらく古墳時代に属するものと思われる。この種の土器は瀬戸内海の島嶼や日本海沿岸で大量に検出される場合が多いが、現在の知見では高櫻や泉北をはじめ、若干ではあるが府下においても発見例が増加しつつある。そして土器の性格をはじめ、出土する遺跡の性格づけや、流通経路の問題など、未解決の問題や再検討を必要とする問題が山積している現状である。そのことに思いをいたすならば、僅か1片の小破片であるが、この土器を探集することのできた本遺跡の重要性はよく認識されなければならないであろう。

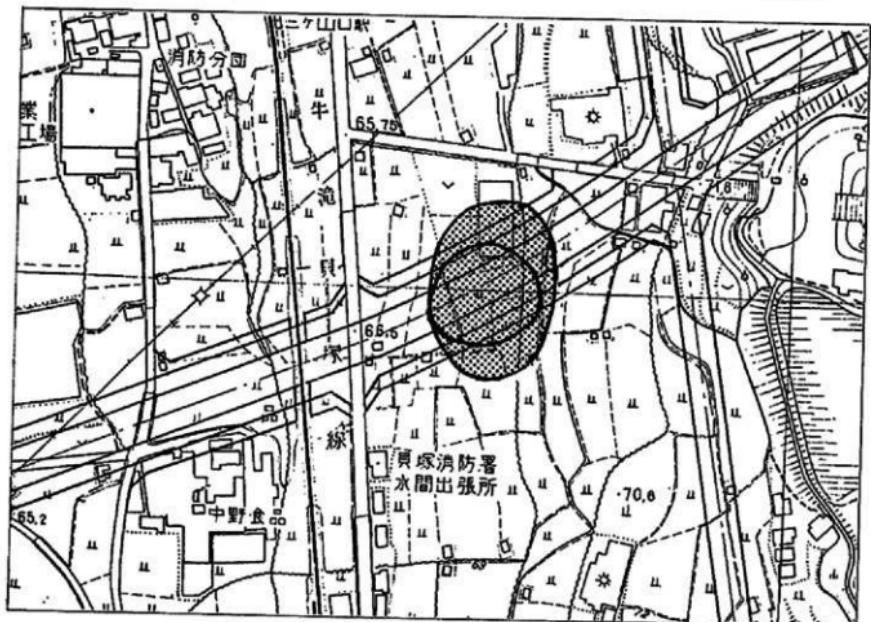
No.11地点 平瓦(9) 二次的な火を受けた破片である。凸面には縄目を、凹面には布目の痕跡を残すが、端縁および側縁付近の布目はすり削されている。側縁の端が若干切りおとされている他、端面には平行の叩き目を残す。奈良時代のものか。



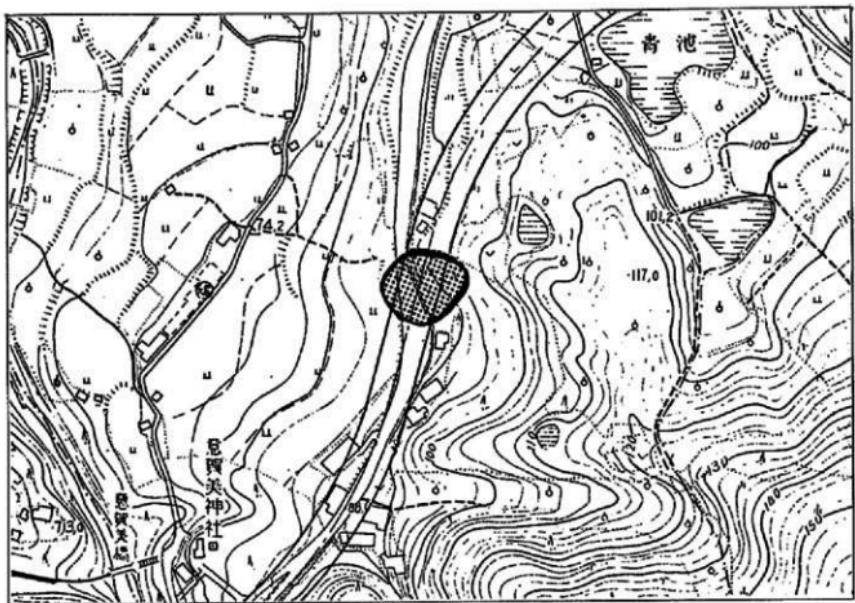
調査区域図



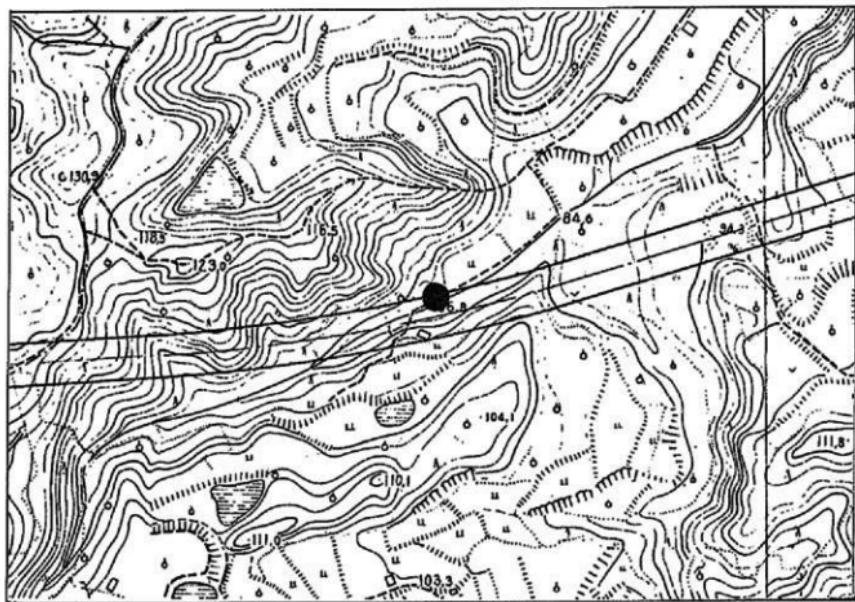
No. 1 地点



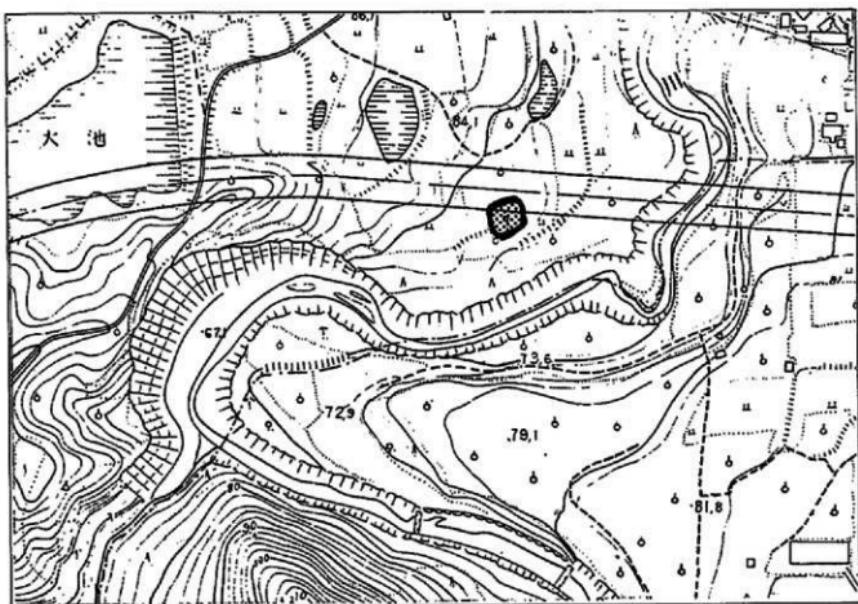
No. 2 地点



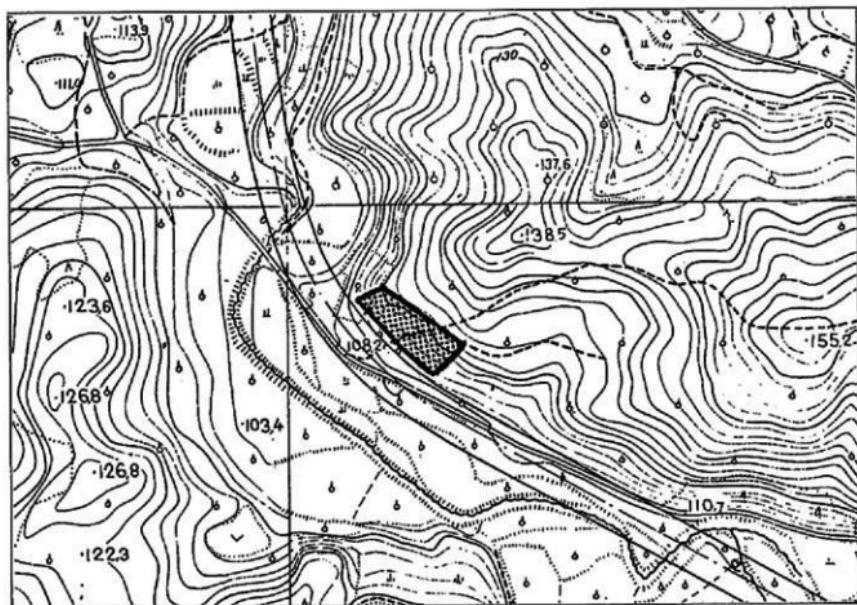
No. 3 地点



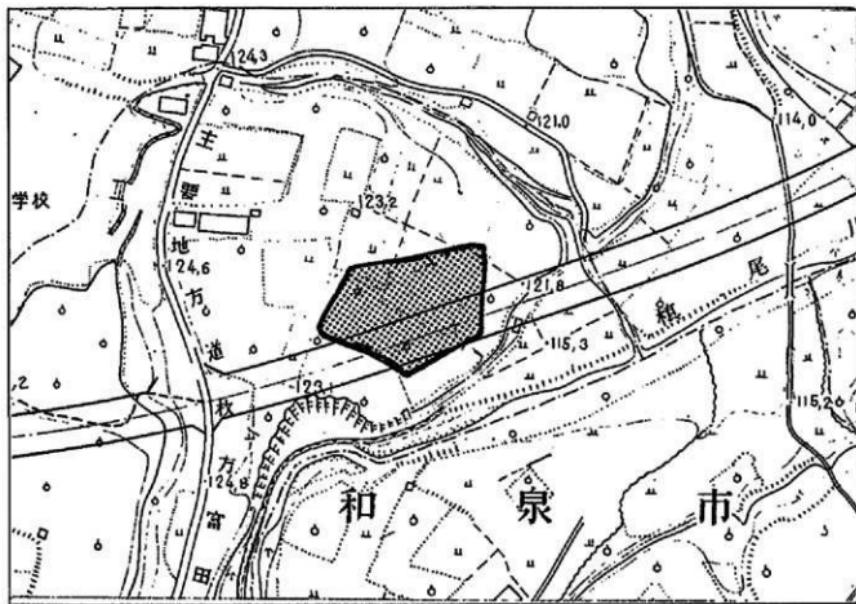
No. 4 地点



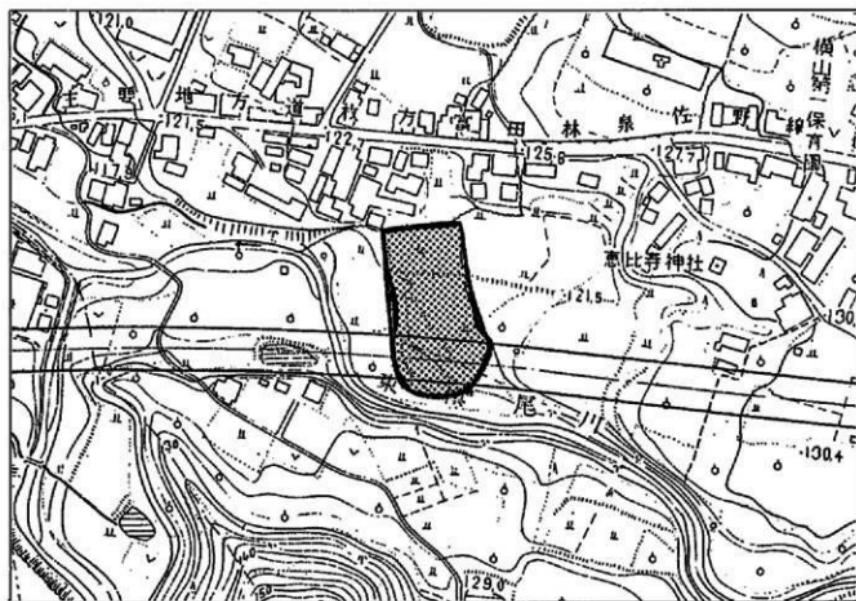
No. 5 地點



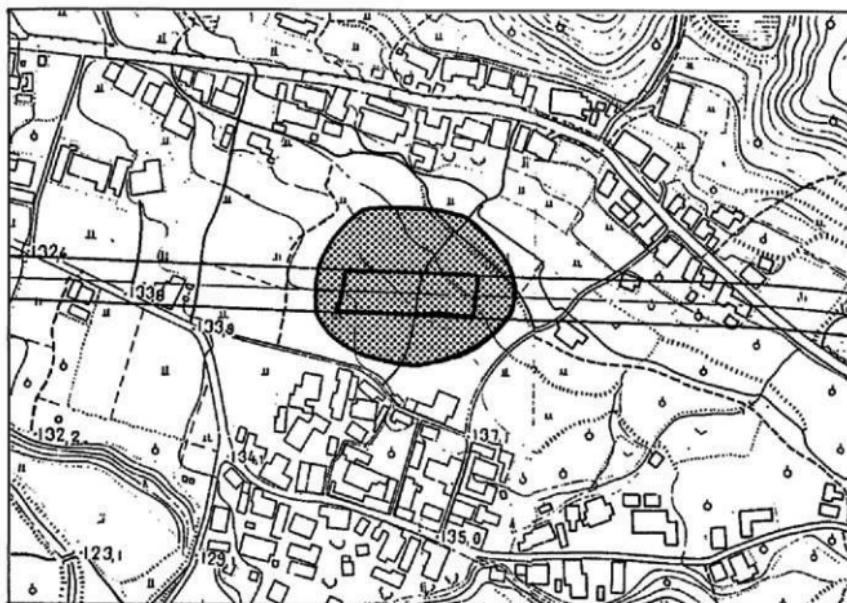
No. 6 地點



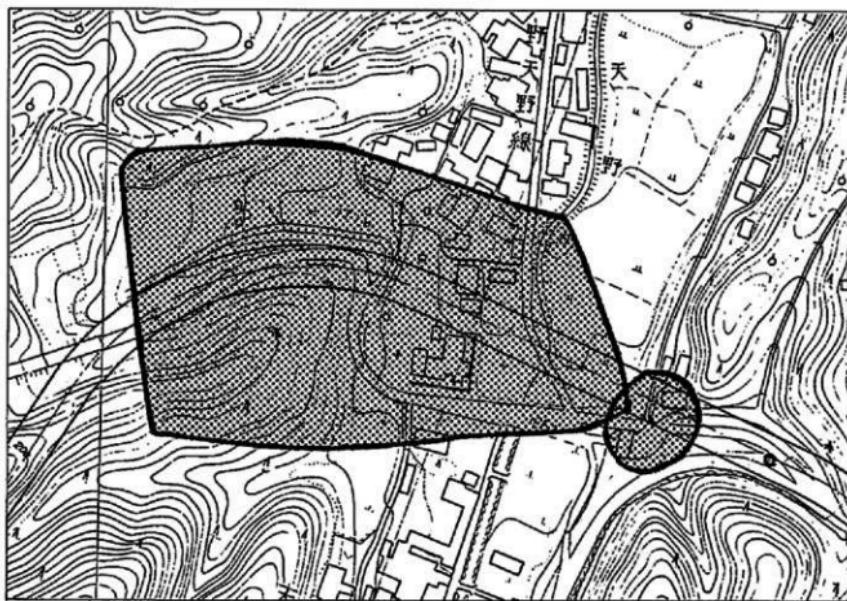
No. 7 地点



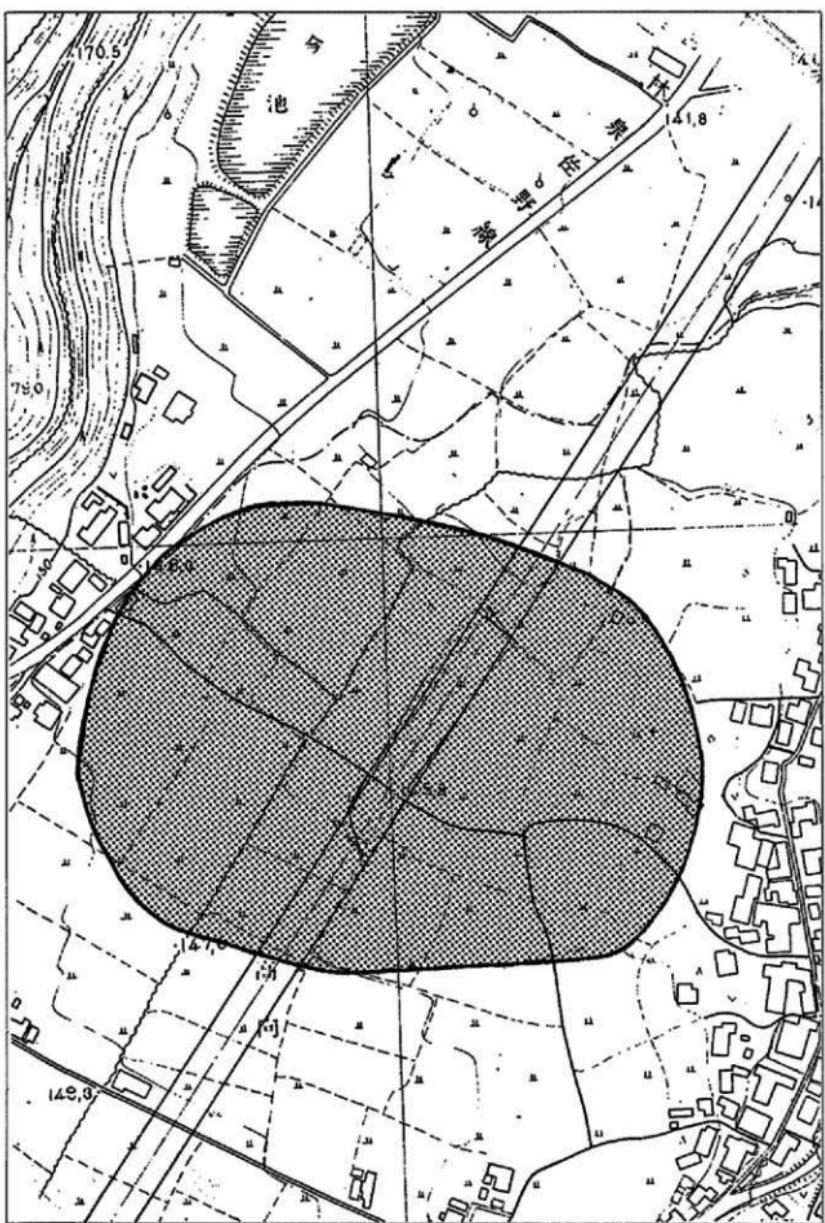
No. 8 地点



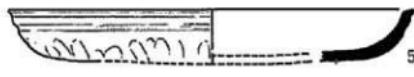
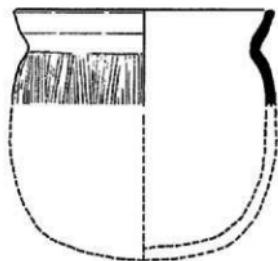
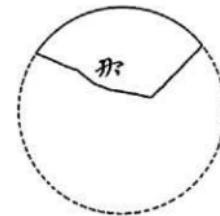
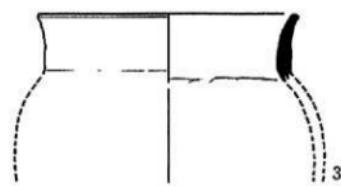
No. 9 地点



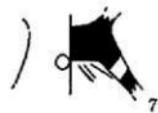
No. 10 地点



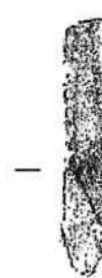
No.11地点



4



8



0 5 10 15 20cm

各地点採集遺物



金剛寺絵図



金剛寺境内

大阪文化財センター調査報告Ⅲ

大阪府和泉市内田町及び唐国町所在
埋蔵文化財試掘調査報告書

—積水ハウス株式会社開発計画に伴なう—

昭和48年10月

財団法人 大阪文化財センター

はしがき

財団法人 大阪文化財センター

理事長 加藤 三之雄

全国各地の国土開発は、自然環境や歴史的風土の破壊をもたらしてきました。しかしながら、この様な傾向への反省はとみに高まり、埋蔵文化財保護への関心は深まっています。開発と保存の調和をはかる文化財の今日的問題の解決は非常に困難なことがあります、すぐれた文化的環境は、祖先の残した歴史的遺産を継承、発展せんとする我々の努力によって創り出されるものであります。計画的な開発とともに文化財が府民の生活に生かされる手だての確立は急務であります。

今回、当大阪文化財センターが、横水ハウス株式会社の委託を受けて、和泉ニュータウン（仮称）予定地内の試掘調査を行ったのは、該当地域の埋蔵文化財の実態を把握し、基礎資料を整える事を目的としたものであり、調査関係者の努力で作製された報告書が遺跡保存の基礎資料としての任を果せば幸いです。調査の実施にあたり多大な援助を下さった横水ハウス株式会社及び東洋ハウジング株式会社と地元の方々に感謝の意を表します。

昭和48年10月

例　　言

- 1) 本冊子は、財団法人大阪文化財センターが、積水ハウス株式会社の委託を受けてけて、昭和48年6月11日から、同年7月21日迄の間に調査を実施した。
大阪府和泉市唐国所在、積水ハウス株式会社開発計画地内埋蔵文化財試掘調査報告書である。
- 2) 本調査にかかる必要経費は全て積水ハウス株式会社の負担になるものである。
- 3) 調査は、財団法人大阪文化財センター技術員、中西靖人、調査員、辻内義浩が担当し、真野修、松尾秀樹（佛教大学学生）、岡本信夫、谷本宏、山本充久、堀田倫之（京都産業大学学生）安井幸雄、国乗和雄（近畿大学学生）、玉田隆（奈良大学学生）の諸君の協力を得た。記して感謝の意を表する。
- 4) 現場に於ける調査は、大阪府教育委員会文化財保護課の分布調査で明らかとなつた遺跡候補地No.1～No.12迄の内、土地の問題が解決していない部分（No.1、No.6、No.9、No.10）を除外した8ヶ所について、各々任意のトレチ（試掘溝）を設定し、調査を行なつた。
- 5) 本報告の執筆は中西靖人（I）と辻内義浩（II、III、IV）があつた。
- 6) 調査に際し三林町の浅岡貞清氏、内田町の関戸義男氏、北松尾公民館の磯部松治郎氏及び東洋ハウシング株式会社の現地事務所の方々に多大の援助を受けた。記して謝意を表す。

目 次

はしがき

例 言

I	調査に至る経過	1
II	和泉・唐園町、内田町周辺の歴史的環境	2
III	調査地点の状況	6
IV	結 論	13

挿図

- 須恵器写真 (No.4 地点)
- 石器実測図 (No.5 地点)
- 石器写真 (No.11 地点)

図版

- 和泉地方遺跡分布図
- 調査地域及びトレンチ位置図
- 第5トレンチ実測図
- 第8トレンチ実測図
- 第5トレンチ写真
- 第8トレンチ写真
- 第2、8地点遺物写真
- 第5地点遺物写真

〔I〕 調査に至る経過

大阪府和泉市唐国町、内田町にかけての丘陵は、現在は一部甘橘類の生産の場として利用されている以外は雑木林あるいは竹林として付近の住宅や街工場と極めてマッチした落着いた田園風景をかもし出している。

この丘陵に仮称和泉ニュータウンの開発を計画した積水ハウス株式会社は、昭和47年8月7日付をもって当該地域約140haの埋蔵文化財分布調査を大阪府教育委員会に依頼した。

大阪府教育委員会は依頼を受理し、昭和47年12月9日より同年12月24日までの間現地における分布調査を実施した結果12の地域において遺物の散布乃至は古墳の形状を示すことを認め、これらをそれぞれ、古墳、窯跡、集落跡の可能性があるものとする結論を得るに至った。この結果の連絡を受けた積水ハウス株式会社は再度大阪府教育委員会と開発のための協議を行ない、これら12ヶ所の参考地の取扱いについて話し合った結果それぞれについてのより正確な調査が必要であるとの結論に達し、試掘調査を実施することとなった。したがって積水ハウス株式会社は新たに大阪府教育委員会に対し試掘調査の依頼を提出した。これに対して大阪府教育委員会は、その試掘調査は財団法人大阪文化財センターが実施するのが適当との判断に基づいて積水ハウスに対し財団法人大阪文化財センターへ依頼されたい旨回答した。

これによって積水ハウス株式会社と財団法人大阪文化財センターとは昭和48年4月27日付をもって委託契約を締結し、昭和48年6月4日から実際の現地調査を実施したのである。

〔II〕 和泉・唐国町、内田町周辺の歴史的環境

和泉市唐国町、内田町は松尾川が和泉山地を侵蝕して形成した細長い谷間にある。調査対象地である丘陵は、この松尾谷と岸和田市の牛滝川が形成した谷に挟まれた細長い丘陵の和泉市に属する地帯である。松尾川と牛滝川と、更に松尾谷のすぐ東にある池田谷を形成した横尾川が合流して大津川となり、この合流点付近から和泉の平野が広がる。これらの谷を中心とした丘陵地帯は、古くから開け、多くの歴史遺産を包蔵する地帯である。泉北古窯跡群や後期古墳群を始め、和泉國分寺、池田寺明王院、穗掠神社、丸笠神社の式内社や春日、三林の春日神社なども著名である。奈良時代中興したという松尾寺は古文書を多く残し有名である。また丘陵には中世の城跡も多く、丘陵地帯を歴史的に特色づけている。

しかし明治以降は織物産業の勃興をみ、集落の景観も織物町に様子を変え、現在に至っていたが、最近ではベッドタウン化が進み、町の様子も大きく変わりつつあり、転換期を向えている。

旧石器や縄文時代の遺跡は、この付近では父鬼で旧石器が、春木八幡山や池上で縄文式土器の存在が知られ牛滝川ぞいの西山遺跡でも、旧石器、縄文式土器が発見されているが、松尾谷では未だ知られていない。弥生時代になると、池上、惣の池、觀音寺山等の大集落を始め、和泉の各地で遺跡が見受けられ、水田開発の進展を窺うるのである。現在松尾谷では、觀音寺山と箕形の2ヶ所で、弥生時代後期のいわゆる高地性集落が知られている。いずれも松尾川と横尾川に挟まれた、松尾川を西に望む丘陵にある。觀音寺山は丘陵が平野に突き出た突端部に位置し、箕形はやや谷に入った所に位置する。この頃より谷の入口付近の開発が始まったのかもしれない。

古墳時代に入ると、松尾川と牛滝川に挟まれた丘陵、すなわち松尾川を東に望む丘陵では、突端部に摩湯山古墳、やや谷に入った所でマイ山古墳等前方後円墳が築かれている。特に摩湯山古墳は、和泉地方では最古に属し有数の規模の大古墳で、統一国家成立への和泉地方に於ける動向を窺わせている。松尾川

を西に望む丘陵では大古墳は築造されず、古墳時代後期になって、箕形町の弥生時代遺跡に隣接した所に小古墳群が造営されている。内田町でも丘陵の宅地造成の際、数基横穴式石室が潰されたと聞くので、ここにも小古墳群があったのであろう。よってこの時代には谷の開発は内田町まで及んでいたと推察される。しかし古墳や弥生時代の遺跡が松尾谷の東の丘陵に存在するのに対し、西側の丘陵の松尾川に面する地帯では、マイ山古墳以南は存在しない。ただ同じ丘陵であっても牛滝川に面する地帯では儀平山古墳や、三田遺跡があるが、それは明らかに牛滝川の谷を生活基盤にする者たちの遺跡であろう。この様に松尾谷では弥生と古墳時代の遺跡が東の丘陵に偏っている。

奈良時代になって松尾谷の開発は奥まで進んだ様である。和泉平野の条里が唐国町まで及んでおり、松尾寺もこの時代にはすでに建立されている。文武天皇の時に韓国に派遣されたという、韓国連の名が新撰姓氏録に見え、今の唐国町付近を根拠地とした氏族であろう。

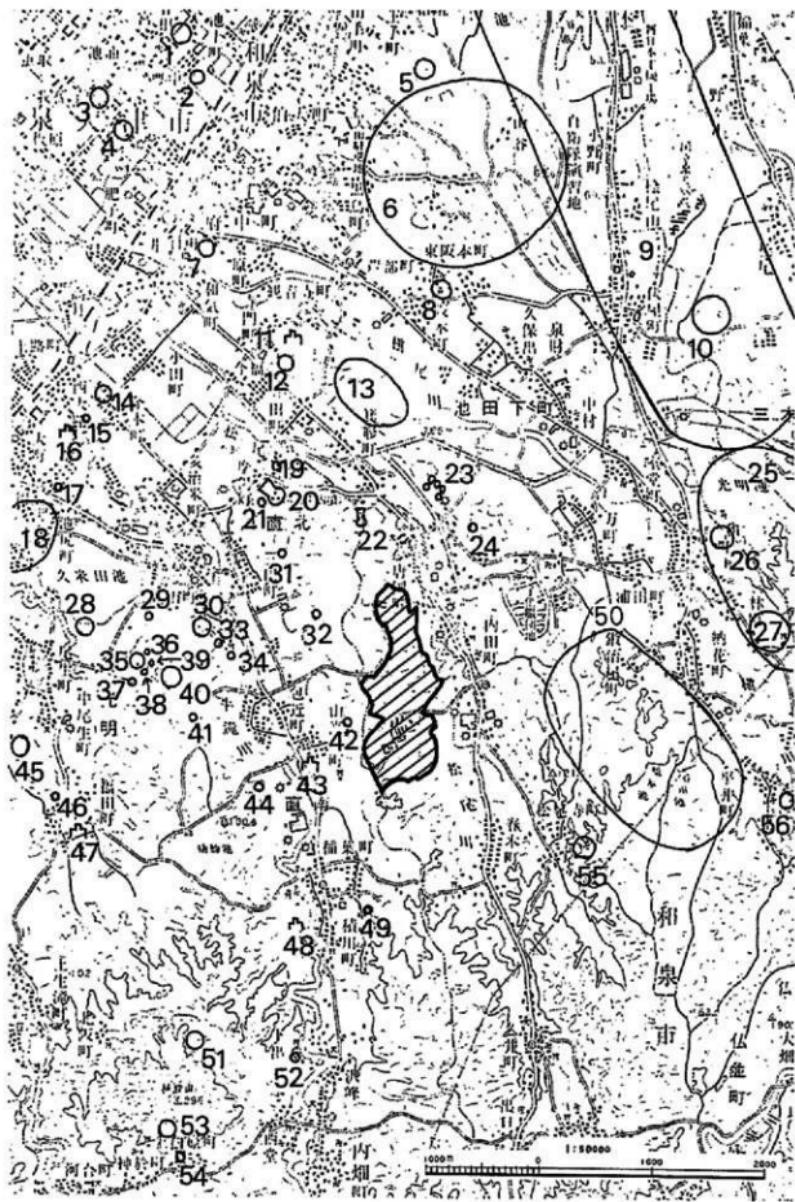
和泉地方には渡来系氏族が多く、韓国連も渡来氏族か、もしくはそれらと関係が深く、海外との交渉にあたった氏族であろう。

中世になると、南北朝の戦乱を始め、戦国時代の根来衆や一向衆の抗争など、多くの戦争があり、丘陵地帯に多くの山城が築かれている。唐国を拠点にする北朝側の横山觀心に南朝側の岸和田一族と横尾寺衆徒が攻撃をかけ、唐国で合戦が行なわれているが、この付近でも宮里、観音寺、箕形城などが築上されている。これらの山城に伴って簡単な出城も多く築かれたかと思われる。

時代は逆上るが、松尾寺の古文書の中には、建長4年に唐国村百姓と刀禪職の間に結ばれた置文が残り、中世の灌漑の解明、特に用水池築造の問題やそれの管理に伴う農民の組織や入会山野等の問題を理解するのに重要な史料であるが、この丘陵地帯に残る灌漑用水池も、そのような研究の資料として十分役立つものである。特に農耕村落の基礎構造の解明には欠かせぬものであろう。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 七ノ平遺跡（古墳） | 29. 松尾池尻埴輪窯跡 |
| 2. 豊中遺跡（弥生、飛寺） | 30. 西山遺跡（旧石器、縄文） |
| 3. 穴師小学校々庭遺跡（弥生） | 31. 東山古寺 |
| 4. 穴田遺跡 | 32. 三田古墳 |
| 5. 聖神社古墳 | 33. 西山古墳 |
| 6. 信太山古墳群 | 34. 楠本神社古墳 |
| 7. 和泉寺跡（奈良） | 35. 重ノ原遺跡（古墳） |
| 8. 摂寂寺跡（奈良） | 36. 馬塚古墳 |
| 9. 泉北丘陵大野池周辺窯跡群 | 37. 赤山古墳 |
| 10. 檜尾古墳 | 38. 重ノ原古墳 |
| 11. 観音寺城跡（宝町） | 39. 小金塚古墳 |
| 12. 猿塚古墳 | 40. どぞく遺跡（弥生） |
| 13. 観音寺山遺跡（弥生） | 41. お立場古墳 |
| 14. 今木庵寺跡（平安） | 42. 儀平山古墳 |
| 15. 丸山古墳 | 43. 土居城跡 |
| 16. ○○○○○○○○ | 44. 石塚古墳 |
| 17. 池尻古墳 | 45. 琴山遺跡（縄文） |
| 18. 池尻町遺跡（弥生） | 46. たな川古墳 |
| 19. イナリ古墳 | 47. 福田城跡 |
| 20. 摩湯山古墳 | 48. 稲葉城跡 |
| 21. 馬子塚古墳 | 49. 南ノ坊古墳 |
| 22. マイ山古墳 | 50. 泉北丘陵谷山池周辺窯跡群 |
| 23. 池田山遺跡（弥生、古墳） | 51. 神於寺跡（平安） |
| 24. 明神原古墳 | 52. 山直神社遺跡（鎌倉） |
| 25. 泉北丘陵光明池周辺窯跡群 | 53. 神於おぐら谷遺跡（弥生） |
| 26. 和田古墳群 | 54. 綾塚古墳 |
| 27. 三林古墳群 | 55. 松尾寺 |
| 28. 岡山八ツ川遺跡 | 56. 和泉国分寺跡（奈良） |

図版一 和泉地方遺跡分布図



[III] 調査地点の状況

第1地点

試掘調査の対象地域であったが、土地所有者の都合により調査を見送った。しかし第1地点は広々とした平坦な丘陵上に位置し、地形から窺う限りでは遺構の存在が十分予想される所である。

第2地点

第1地点付近から東へはり出た舌状丘陵上に位置する。丘陵上は西から東へやや高まってゆくが、ほぼ平坦で台地状になっている。現状は畑と雑木林で、調査対象地域は雑木林の部分であるが、分布調査者より畑で土器片(時代不明)を採集したとの報告を受けている。

(第1トレーナー) 平坦地域の中央部で、東西方向に全長40m、巾3mのトレーナーを設定した。表土直下がすぐ赤褐色砂質土(小礫を含む)である。トレーナーの東のほうでは暗黄褐色土の堆積が10cm程あったが、この面でも地山面でも遺構は検出されなかった。しかしトレーナー各所の表土層中には須恵器や磁器の破片が数点散在していた。そこでトレーナー内、南端に約50cm巾の溝を50cmの深さで掘り、赤褐色砂質土が地山であることを確認した。

遺物 須恵器は、大型壺の頸部にあたる小片で外面にはクシによる整形があり、内面には同心円のたたきがある。古墳時代後期から平安時代に該当するものであろう。これと同じ時期に属する杯の小片がある。他に近世や現代の瓦や磁器、それに時代不明のかわらけや素焼きの土器が出土しているが、いずれも小片である。これらの多くは近年まで神社の祠が建てられていたので、それにともなうものであろう。(図版七)

第3地点

調査地域のはば中央部西寄りの地域に、南から北へ下る舌状丘陵の尾根すじの雑木林中に古墳のマウンド様の隆起を示す3ヶ所について試掘を行なった。

高い位置に所在するものから下へ順に1、2、3号墳と仮称した。

(1号墳) 隆起は長方形に近い形で、古墳のマウンドとしては不整形なものである。南北方向、尾根すじと平行にトレンチを設定した。長さ10.2m、表土下約30cmが暗黄褐色粘土の地山である。表土直下はその漸移層である。確認のために更に40~50cm掘り下げたが、粒土層が続いたので、古墳ではないと判定した。

(2号墳) 1号墳より10数m北へ下った所である。マウンドを四分する直交したトレンチを設定する。南北に8.5m、東西に7.3mの長さである。表土下は礫を含んだ黄灰褐色土層の堆積土があり、地表より約40cm下で黄茶灰褐色粘土層の地山となる。マウンド様の隆起は、自然地形と判定する。

(3号墳) 直径約6mの円形の隆起に対し、東西に7.5mのトレンチを設定する。この地点も表土直下はすぐ地山であり、地表下約1mまで掘り下げたが、地層は変わらず、古墳ではないと判定した。

第4地点

第4地点は、松尾川に面する丘陵の東斜面である。分布調査者による報告は窯業跡の可能性ありということなので、近頂に近い部分、中腹、それに傾斜の変わる裾部の3ヶ所で、丘陵斜面に平行するトレンチを設定した。下から順に第1、2、3トレンチとする。

(第1トレンチ) 裾回りをめぐる畑に、南西から北東へ長さ26mのトレンチを設定する。表土下がすぐ淡黄褐色粘土の地山である。果樹園造成の際山土を削り取った様である。

(第2トレンチ) 中腹のトレンチは、果樹園のため第1トレンチと第3トレンチの中間に設置できず、やや北にずれ、南北20mで設定する。ここは南の小高い所から北側のくぼんだ所を果樹園造成の際土盛りしたらしく、暗褐色土の堆積が深い所で1m以上ある。地山は淡黄白色粘土で、焼痕等は見られない。



插図1 須恵器片

(第3トレンチ) 果樹に制約され、長さ10m巾50cmのトレンチしか設定し得なかった。表土直下が黄褐色粘質土の地山である。

遺物 墓部に設定したトレンチで表土中から須恵器片を一片検出した。小片で詳細は判別出来ないが、内面に同心円のたたきがあり、カメの腹部であろう。古墳時代後期から平安時代に属するものであろう。

第5地点

松尾川の岸から、段々畠の続く丘陵をのぼりつめた所にある平坦地が第5地点である。第8地点の兵塁が一段低まって南へ張り出したかっこうの平坦地で、突端は南と東で谷が切り込みやや急傾斜である。東北部は小さな谷が窪みを作り、東側へ張り出したかっこうになっている。第5地点全域にわたって畠と果樹園の開墾の際、かなり攪乱を受けている様子であるが、東に張り出した部分の畠で石鎚や剝片を採集したので、ここに第1トレンチを設定し、遺構が検出され、範囲確認のため、周辺3ヶ所でトレンチを設定した。

(第1トレンチ) 東西方向で長さ25m、巾2.5mのトレンチを設定した。トレンチの東部分では表土直下が地山である。西部分で暗黄褐色砂質土の堆積がある。この層は東から西へ徐々に厚くなり、トレンチ西隅では地表より90cmを呈す。この層中にサヌカイトの剝片、土師器片及び素焼き土器片が含まれていん。よってこの層を除去し、地山の赤黄褐色土の面で遺構を検出にかかった。2ヶ所で遺構が確認し、その部分でトレンチを拡張した。トレンチ西部分では地山を切り込んで南北方向に淡黄褐色土で埋まった小溝が検出された。小溝の巾39cm深さ11cmである。溝を追せきして北へトレンチを4m拡張した。その結果、西の方からも同規模の溝が東西に走り、この2つの小溝が南北方向の大溝に連なっていた。大溝は巾約2m、深さ30cmで埋土は上層が地山の土をブロック混入した黒色有機質土で、下層が暗褐色破質土である。溝底部のレベルは小溝から大溝へ、大溝もトレンチ北端へ低まり、谷状の窪みにつながっている。水路としての機能を十分にはたし得るので水路かと考える。何に伴う水路かは、トレンチ外の平坦地の発掘をまちたい。溝の掘削した時期は、淡黄褐色土の時期を

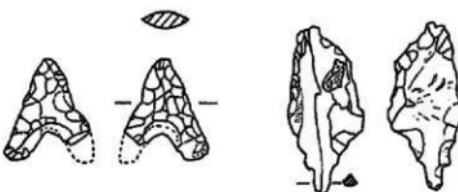
を決める遺物がないのでわからないが、埋土の様子から比較的新しく、少なくとも中世以降であろう。

トレンチ東部分では、地山面を切り込み黒色有機質土のつまたた土括の一部を検出したので、トレンチを南へ4m拡張した。土括は東西1.2m、南北3.5mの長細い土括で、深さは中心部で30cmである。括中に遺物はなかった。又土括の周辺を調査しなければ土括の性格を判じかねるが、形状から墓括といふことも考えられる。時代も判断する材料に乏しいが、弥生式土器が出土しないし畠の畠から採集した石鎌が縄文時代と考えられるので、この石鎌と同じ時期であろう。

(第2トレンチ) 遺構の確認された畠の周辺に3ヶ所トレンチを設定し、遺構の広がりを調べることにした。まず、第1トレンチの北東、第8地点の丘陵の斜面か、第5地点の平坦地に変わる地点に第2トレンチを設定した。南北に16m50cm、巾2m50cmである。現在は雑草がはえているが、かつては畠である。旧耕土を除去すると、トレンチ南部ではすぐ地山である。9mあたりから暗褐色砂質土の堆積があり、トレンチ北端でこの層は約60cmの深さである。風雨による自然堆積か、開墾の際に北部の低い方を埋めたものであろう。遺構、遺物は検出されなかった。

(第3トレンチ) 第5地点の東南の隅にトレンチをもうけた。長さ東西方向9m巾2.50mである。第1トレンチのあたりより、段状に約1m低まつた所であるが、この段状に低まっているのは、農道の土取りのか、開墾のため、最近になって切り取られたものであることが判明。素焼き土器の小片が数点出土したが、磨滅して器形も時期も判らない。

(第4トレンチ) 第5地点の南に谷にそって農道があるが、この農道より南へ斜面にトレンチを入れた。南北へ長さ6m、



插図2 石鎌、石鏟実測図

巾2.5mで表土直下が黄褐色粘土の地山である。

遺物 発掘前に畑の畝で石錐と石錐を各1点採集した。石材はサヌカイトである。石錐の錐部は短く、断面形は三角で三角の2つの方向から加工し刃つけしている。石錐は薄手で全面に加工を加えた凹基式である。縄文晩期か弥生前期か判別し難いが、弥生式土器が一片も出土せず、弥生前期にしては谷の奥すぎる点や、同地点で採集した剝片も、石錐同様石材表面の風化の度合が強いなどの点から縄文時代の可能性が強い。他に土師器も出土しているが小片である。（図版8）

第6地点

当該地が水田と果樹園に使用されていたので試掘を行なわなかった。遺構の存否は判断し得ない。

第7地点

第8地点から丘陵が北へ細長く尾根状に続き、丘陵の標高80m付近が古墳のマウンド様の盛り上がりを呈している。この隆起を四分する様にトレンチを設定した。長さが南北に8.5m、東西に5.2mである。その結果いずれのトレンチでも、表土下が砾を含んだ黄茶色土の二次堆積土層、その下、表土から約20~40cm下に黄褐色土の地山が連なる。よってこの隆起は古墳ではない。

第8地点

調査地区のはば中央部の丘陵頂部、台地状を呈した標高83~5m前後の広い範囲が第8地点である。当初グリッドを組みつぱ掘りを行なう予定でいたが、果樹の伐採が出来ずトラバスを組み得ず、又発掘許可のあった地域が狭く、任意にトレンチを設定した。

(第1トレンチ) 第8地点の南端部、雑木林の中に長さ南北に30m、巾3mのトレンチを設定した。表土を除去するとすぐ地山である。ここはもと果樹園で開墾の際、地山を削り取って平坦にならしている。遺構は検出されなかった。

表土中より石器の剝片が一片出土した。地山の確認のため、つば掘りする。

(第2トレンチ) 第1トレンチに交叉させて東西方向に長さ20m、巾3mのトレンチを設定する。状態は第1トレンチとまったく同じであった。

(第3トレンチ) 第2トレンチより北方に第1トレンチと交叉させ、長さが東西方向に44m、巾3mのトレンチを設定する。地層の状態は第1トレンチとまったく同じであるが、トレンチの西部で南北にのびる巾2.5m、深さ60cmの溝を検出した。溝中の埋土は赤黄褐色土と暗黄褐色土の二層にある。埋没の時期は果樹園造成以前ということ以上に解らない。用途も不明であるが、中世の山城に関連する可能性もある。

(第4トレンチ) 第8地点中央部西隅の雑木林に一辺3mで方形のトレンチを設定、表土下30cm、第3層になる部分で焼土層が認められた。これを追求して、西隣りに3mトレンチを拡張した。しかし焼土下の地山面に何ら遺構は認め得なかった。

(第5トレンチ) 第8地点西南隅、農道の横にL字形のトレンチを設定した。表土直下が地山で、地山面に図の如く直径1m~40cm、深さ10cm前後のピットが検出されたが、このピット中には表土の黒色有機質土がつまっている。ごく新しい時代に掘削されたものであろう。

(第6トレンチ) 第8地点中央部の果樹園に3ヶ所トレンチを設定した。果樹を伐採できず、発掘面積が制約され、いずれも長さ約4~5m、巾約1mの小さなトレンチになった。いずれも果樹を植える際地山が削られている。南東のトレンチで、直径15~20cmのピットが2個と時期不明の素焼きの土器が出土した。

第9地点、第10地点

土地交渉の都合で、試掘調査は行なわなかった。

第11地点

調査地区南端付近、バッチ池と称される池のすぐ南の水田と果樹園になってる小高い所が11地点である。果樹園は発掘が許されず、水田にトレンチを設定する。長さ東西方向に55m、巾3mである。耕土、床土を除去すると赤褐色粘土の地山で、遺構は検出されなかった。

ただトレンチ中程の耕土中よりサヌカイト
トの剝片が出土した。



第12地点

捕図3 サヌカイト剝片

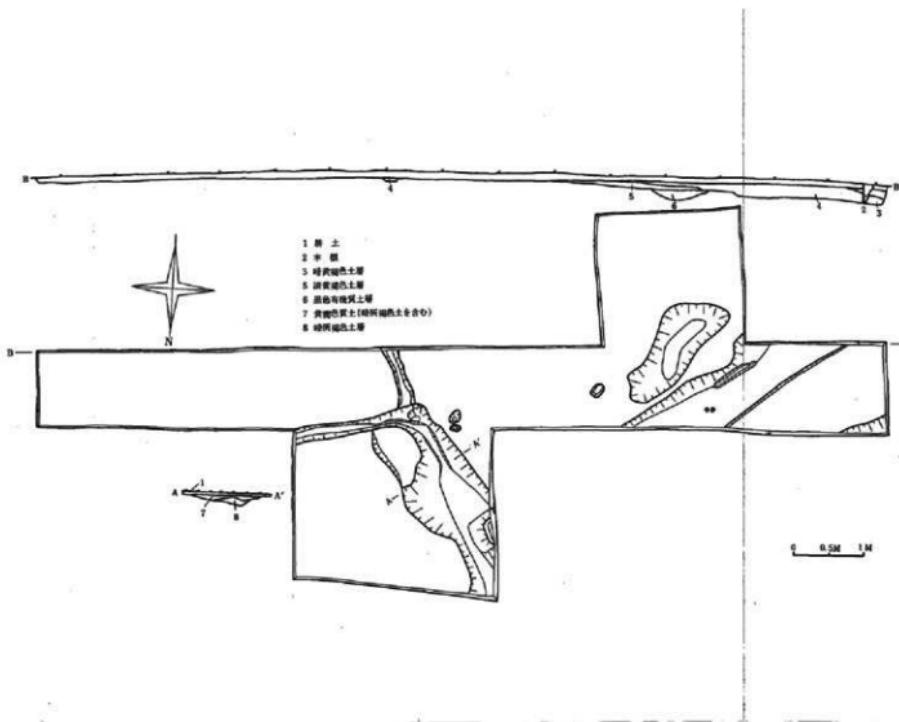
養鶏団地の裏山で舌状尾根の標高105mの地点に位置し、古墳のマウンド様の隆起を呈す。このマウンドを四分する様にトレンチを設定、長さ東西で8.6m、南北で9.5mである。すぐ地山であったが、更に1m掘り下げた。やっぱり地山であった。

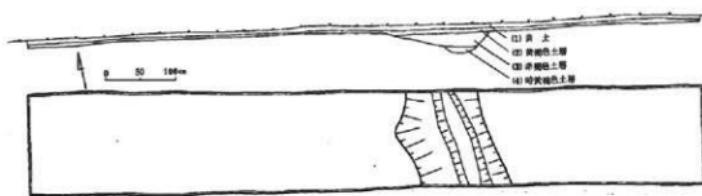
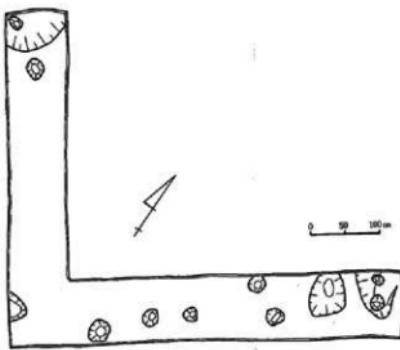
〔IV〕 結論

- 歴史的環境の項で述したように、松尾川の東の丘陵地域に、弥生、古墳時代の遺跡が偏在する。これは当時の松尾川の流路が西の丘陵近くを流れたため、西の丘陵が生活や生産活動に不便であったためかもしれない。いずれにしても、古墳群とか、住居跡群といった地表に顕著な遺跡は存在しない様である。が調査各地点から古い遺物が散在的ではあるが出土することからみて、かなり古い時代から当地域で人間が生活したのはまちがいない。以下調査で得た所見を概括的に述す。
- 第5地点が遺構の存在が確認された唯一の場所である。ここは縄文時代遺跡の可能性が強く、その場合和泉地方の縄文文化を考える貴重な資料である。特に松尾谷では始めてであり、松尾谷の歴史的発展を検討するのに欠かせないものとなろう。この時代の遺構は第1トレンチ付近が中心のようであるが、他に中世遺構も存在し、土師器も出土しているので、開発工事が行なわれるとするなら、第5地点は平坦地全域を調査する必要があろう。
- 他に精査を要する地域は、第2地点と第8地点であり、いずれも後世の開墾等による搅乱がはげしいが、歴史時代遺構もしくは弥生、縄文時代遺構の存在が予想される。
- 第4地点は、予想された窯跡は存在しないが須恵器が出土し、第11地点では剝片が出土している。ともに1片だけなので遺構が存在したか否かについて判別し難い。少なくとも造成工事が行なわれる場合、ブルトーザー等の掘削に立会って、地表を観察する必要があろう。
- 第3、7、12地点で、予想された遺構は存在しなかった。

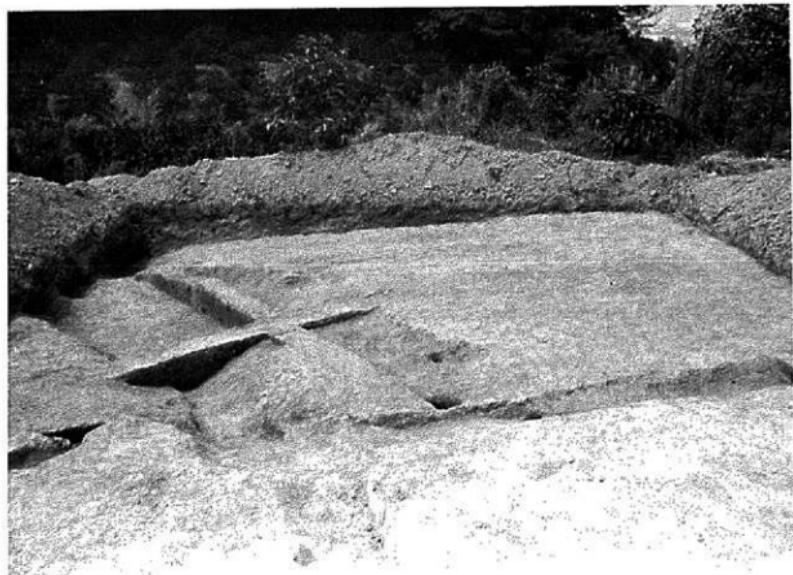
図版二 調査地域及びトレーンチ設定位置図







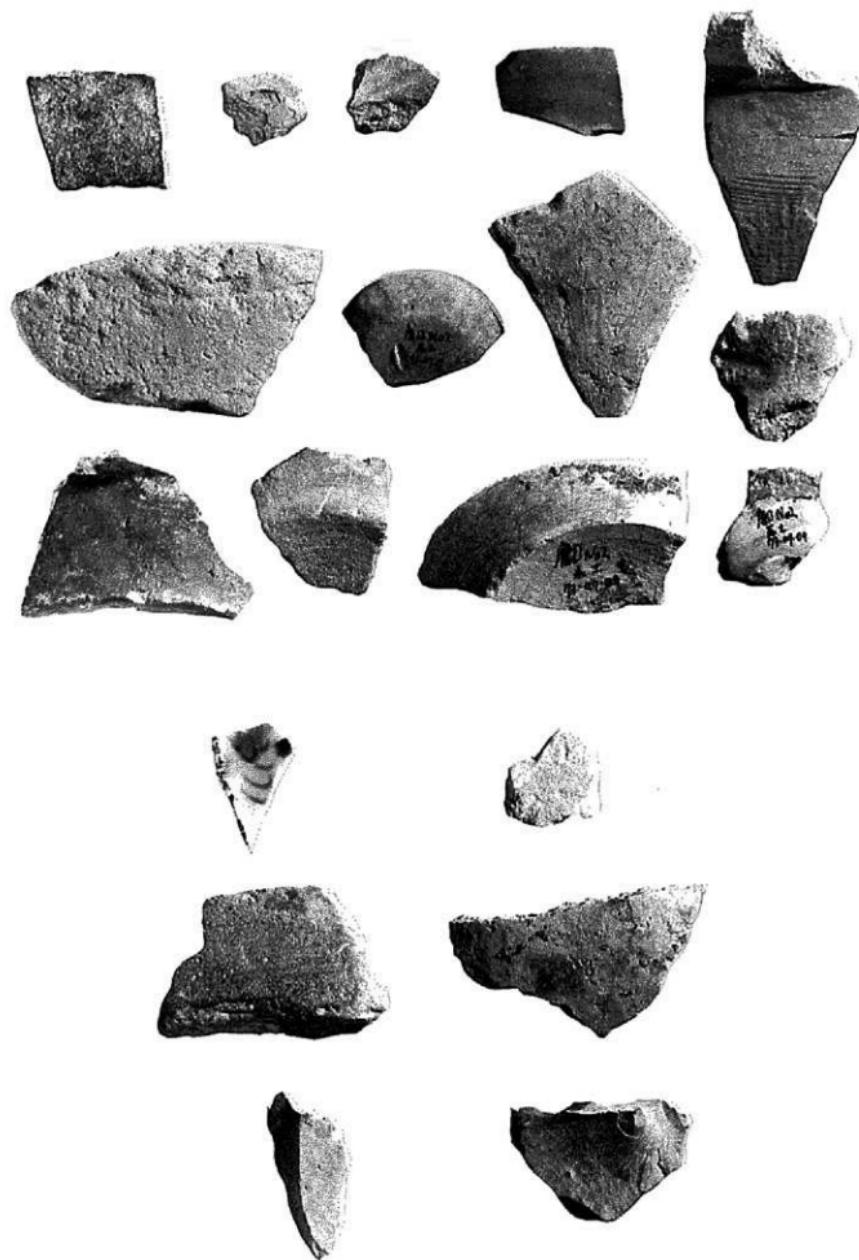
圖版五
第五地點遺構



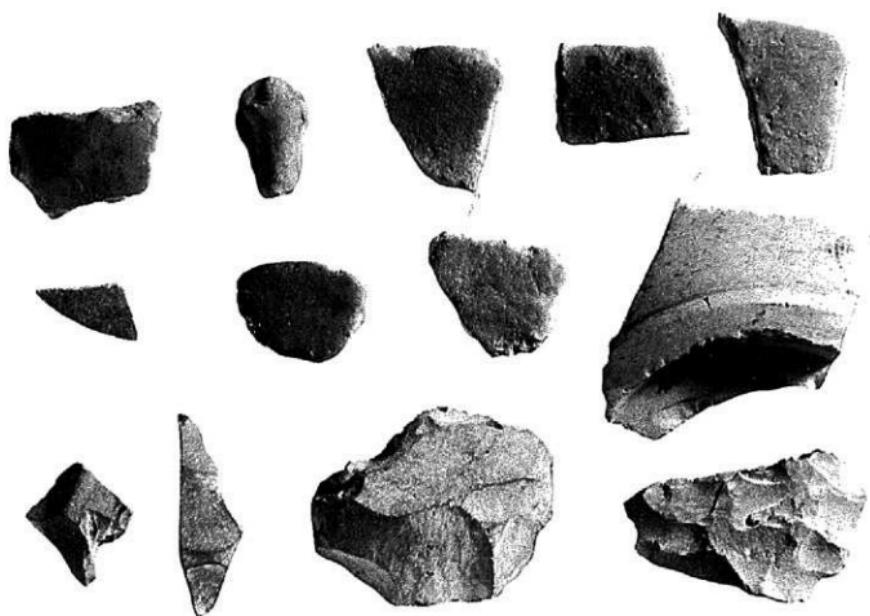
圖版六 第八地点第一トレンチ(上)第三トレンチ(下)



圖版七 出土遺物 第二地點(上)第八地點(下)



圖版八 出土遺物 第五地點



近畿自動車道吹田～松原線建設予定地内
亀井遺跡他 2 遺跡第 1 次発掘調査
報 告 書

昭和 49 年 3 月

財団法人 大阪文化財センター

はしがき

財団法人 大阪文化財センター

理事長 加藤三之雄

最近我国の各地で実施されている国土開発及至は再開発は、我々の祖先の残してくれた自然環境や歴史的風土を産業優先、経済優先の名の下に一方的に破壊してまいりました。そして政府はこの様な人間生活の上に重要な諸要素の破壊を隠蔽する手段としてG.N.P.の大幅な成長を鼓吹してきています。

しかしながら、生活環境を奪われた我々の側には、この様な行政の姿勢、傾向への反発と、我々自身への反省がとみに高まり、自然保護、文化財保存の欲求や関心が強く出てきています。

すぐれた生活環境、文化的な環境は、祖先が我々に残してくれた日本的な自然、歴史的な遺産を継承、発展せんとする我々一人一人の努力によって創造されるものであります。したがつて総合的視野に立った計画的な開発が望まれるとともに、祖先の遺産がより一般的なかたちで我々の生活に生かされる方法の確立も急務であります。

今回実施した亀井遺跡他2遺跡第1次発掘調査も、当該遺跡の実態を正確に把握し、基礎資料を整備することを目的としたものであります。調査を実施するに当たり、多大の援助を下さった日本道路公団大阪支社、同大阪工事事務所の関係各位に厚く御礼申し上げるとともに、晴雨を問わず現場での調査業務に協力していただいた調査関係者諸氏に深く感謝の意を表する次第です。

昭和49年3月



図1 久宝寺遺跡遠景（北より）

目 次

はしがき

例 言

I	調査に至る経過	1
II	調査の方法	2
III	河内平野の特殊性	3
IV	調査の結果（亀井遺跡・久宝寺遺跡・友井東遺跡）	5
V	出土遺物	16
VI	今後の課題（あとがき）	20

(I) 調査に至る経過

日本道路公団大阪支社が建設を進めている近畿高速自動車道吹田～松原線の内、東大阪市荒本から松原市明治橋までの区間は、特に遺跡が数多く存在するところでもある。

また、旧大和川と呼ばれる5本の中小河川が形成した河内平野のほぼ中央部にもあたり、この付近一帯の遺跡は厚い土砂でおおわれていることが多く、通常の分布調査等の地表面の観察では発見することが極めて困難であることも近年急増した河内平野内に存在する諸遺跡の調査結果が明らかにしている。

さらに、一つの遺跡のあり方も、単純ではなく、一時期の造構面が存在するだけでなしに、重層的に3時期、4時期の造構面が存在する例も多い。

こういった点から、大阪府教育委員会と日本道路公団大阪支社は再三協議を行なった。

これらの協議で日本道路公団は、予定路線の変更は出来ないこと、工事発注に先立って関係する諸遺跡の発掘調査を実施してもらいたいとの見解を打ち出し、大阪府教育委員会は、まず遺跡の状態や範囲を正確に把握する必要性があることを明らかにし、それが判明してからでなければ調査等については考えられない点を強調したのである。

ここにおいて両者はまず第1に、予定路線に含まれる遺跡について、その範囲、埋没深度、造構の有無、重層関係、遺物の量、遺跡の時代等を正確に把握する第1次発掘調査が必要であることを認めあった。しかしながら、この第1次発掘調査を周知された遺跡についてのみ実施するか、予定路線全域を対象とするかについては見解の一致をみなかつた。

そうこうするうちに昭和48年の夏も過ぎ、初秋の風が肌にこちよい刺激を与えてくれる季節へと時間だけが経過していったのである。

9月も末になって両者は再度協議をなし、当初単年度で行なおうとしていた第1次発掘調査がもはや時間的にみて実施不可能であることを認め、今年度は、とりあえず、龜井遺跡、久宝寺遺跡、友井東遺跡の周知の3遺跡について第1次発掘調査を実施することで意見の一一致をみたのである。そしてこの事業を大阪府教育委員会の指導の下に、財団法人大阪文化財センターが実施することについても両者は一致した。

ここにおいて日本道路公団大阪支社と財団法人大阪文化財センターは昭和48年10月26日付で委託契約を締結し、昭和48年11月1日から大阪文化財センターは実際の事業に着手したのである。

<中西 靖人>

[Ⅲ] 河内平野の特殊性

我々が単に三角州と呼ぶ堆積地、沖積地は自然地理学的には2種類の意味を含んでいる。それは、時々刻々変化するdynamicな地形としての三角州と、このような三角州を含むより広大な範囲としての、Staticな地形である三角州（三角州平野）である。

今、我々が問題にしようとしている河内平野は現在の状態でいえばその内の後者にあたる。しかしながら、その昔、弥生時代、古墳時代、歴史時代の前半はどうであったろうか。

ちなみに、河内平野の生成を考えると、奈良盆地の水を集めて流れる大和川は、その昔（1705年以前）龜の瀬渓谷を過ぎ、河内平野に流れ込むと5本の中河川となって現在の河内平野内部を流れている。現在残存する恩智川、玉串川、楠根川、長瀬川、平野川である。これらの川は、それ一本のみで規則的に流れているのではなく、上流からの堆積物の流入と、それによって起る河床の変化から、幾条もの新たな分岐水流をうみだし、それらがまた新しい三角州を形成していくといった極めてdynamicな三角州としての河内平野がStaticな三角州平野へ変化したのは一つは、徳川幕府が誕生して間もない頃から始まる百姓の公儀への請願運動によって実施された現在の大和川開削工事であり（1705年）、もう一つは河内内湖の陸化である。

第一の原因について考えるなら、江戸時代中期までの河内平野内部の百姓達は、毎年々々繰り返される洪水の被害に大きな恐怖と生活苦をもっていたことが明らかであり、弥生時代以来この地に住んだ古代の人々が直面していた自然の変化への恐怖、そのコントロールの困難さをそのまま引き継いでいるといつて過言ではない。

このように江戸時代中期まで氾濫を繰り返していた旧大和川と呼ばれる5本の河川によって形成された河内平野は、必然的にその堆積運動の中に過去の歴史遺産、文化遺産を包みこんでいった。弥生時代の遺産も、古墳時代の遺産も、そして奈良時代、平安時代のそれも。例えば弥生時代では龜井遺跡、山賀遺跡、

[IV] 調査の結果

亀井遺跡

1. 遺跡の層位と範囲

亀井遺跡は昭和43年に平野川の改修工事の際、発見された遺跡で、平野川流域の八尾市亀井町2丁目から大阪市東住吉区長吉出戸町にかけて所在する。平野川は旧大和川が河内平野に流れ込んでいた痕跡を示す河川のひとつであり、この旧大和川が形成した自然堤防上に住居を構え、旧大和川の運んだ肥沃な土壌に水田を営み、生活をなしていた遺跡である。膨大な量の弥生式土器が発見され、その中には摩滅や風化のまったくない多くの完形土器を含むところから、河内の標式ともなる重要な遺跡と考えられ、大阪府教育委員会によって4次にわたる調査が実施されている。

その結果、おびただしい量の弥生式土器（I様式からV様式まで）は、大和川の洪水によって流出、2次堆積したものと判明し、この2次堆積遺物の包含層の東限と南限が確認されているが、遺構の所在は不明である。2、3次調査地点の出土遺物は北あるいは北東から南に流出して堆積したものと想定されている。又第4次調査では、遺物が原位地より流出したのが弥生時代後期から6世紀中頃までの間であると考えられている。今回の調査では、基本的には、府教委の調査と同様の状態が認められたのであるが、遺物包含層の北限が判明したことの他に遺物を多量に含む黒色粘土層がなく砂層と暗青灰色土層中に保存状態が良好でなく、摩滅した土器も多いところから、遺物包含層の中心は中央環状線より東側と考えられる。又No.2 トレンチでの弥生式土器の出土状態は明らかに西から東に流れ堆積したことを示しており中央環状線より西側にも遺構の存在が考えられる。

No.3 トレンチの砂層中では少量の遺物が検出されたがNo.4 トレンチではまったく遺物は検出されず、No.3 附近を北限として大差ない。南限は大阪府の調査で確認されている第27トレンチ（府教委調査）と吉中興業の工場を結ぶ線をそのまま西に延長したNo.1 トレンチ附近である。

の青色粘質微砂と続く、地山は非常に堅く住居に適した土で、ピットを検出した（府教委4次調査第18トレンチ）青色粘土に対応する層と考えられる。地山の平坦部は、トレンチの外西側に広がっている様子であり、精査を要する地点である。

（遺物）遺物は平坦部の上面と落ち込み埋土中から出土し、第1様式から第5様式までの弥生式土器である。砂層中の遺物は明らかに2次堆積である。黒色土中の遺物の判断は後日を期したい。

[第3 トレンチ]

S T A (131+00) 附近にトレンチを設定した。

○地表下2m—O.P. 7.07m

（遺物）褐色砂層中（第3、4層）にわずかであるが、須恵器、土師器が出士した。他所よりの流入である。

[第4 トレンチ]

S T A (129+40) 附近にトレンチを設定した。

久宝寺遺跡

1. 遺跡の層位と範囲

昭和10年に行われた道路工事に際して許麻神社の西方、小字西口及び栗林で弥生式土器、土師器と丸木舟の残片の出土が知られていたが、その後発掘調査は行なわれたことはなく遺跡の実態は不明であった。

今回、金岡道橋南端から国鉄関西線までの間、7ヶ所でトレンチを設定したが、全トレンチから遺物が出土し、非常に広範囲にわたる遺跡であることが判明した。金岡道橋南端附近に設定した第17トレンチでは近世の井戸の他は摩滅した土器片が数点出土しただけであり、この附近が久宝寺遺跡の北限と判断した。7ヶ所の内、最も南に設定したNo.18トレンチでは多量の遺物を出土したので遺跡が国鉄関西線にまで及んでいるのは確実である。

埋没状態を大別すると、水田の床土直下に中世、近世遺跡、地表下1.20m前後の暗褐色土を造構面とする古墳時代遺跡、地表下2m前後の青灰色砂層を

に砥石も出土している。

[No. 7 トレンチ]

S T A (118+40) 附近にトレンチを設定した。

○地表下 0.5m—O P. 6.25m

(遺構) 暗灰黄褐色土(第2層)の包含層下の暗灰褐色土を切り込んで、幅40cm、深さ15~25cmの小溝が東一西に平行して5条走っている。間隔は不規則である。周囲に直径20~40cmの窪みが掘られている。同一時期かどうか不明である。包含層中には染付の磁器があるので近世のものである。用途不明。

(遺物) 染付の他に奈良時代の須恵器、土師器やさらに時代の降る瓦器もある。

○地表下 0.7m—O P. 6.05m

(遺構) 暗灰褐色土を除去すると暗灰褐色粗砂層を切り込んで幅40cm、深さ20cmの小溝(第1溝)が南一北に走り、トレンチ南隅の、20cm程段状に低まった所につながって終る。第1溝の東側には幅40cm、長さ1~1.5mの細長いピットがある。時期は平安もしくは奈良時代である。

(遺物) 奈良もしくは平安時代の瓦片が出土、他に須恵器、土師器があり、量はそれほど重くない。瓦は数片で建築遺構を考える量ではまったくない。

[No. 9 トレンチ]

○地表下1.15m—O P. 6.46cm

(遺構) 水田の床土のため掘削されたわずかな包含層の下、黄褐色粘土質土面に直径1.6m、深さ2.2mの井戸が検出された。井戸は素掘りで、中程に木樽の底部を抜いて据え付けたもので井戸の埋土中から、土師器片等と磁器や竹の編もの等が出土しているので近世のものである。他に直径40~20cm、深さ10cmの柱穴、直径1mの窪み(ピット1、2)が検出された。柱穴は発掘面が狭く、どのような種類の建築遺構か判別できない。時代はピット中の土器から判断して古墳時代である。

(遺物) 近世の染付のある磁器、須恵器、土師器が出土している。包含層は水田の床土で掘削され、10cm弱の厚さしかない。

○地表下2.15m—O P. 5.46m

込み中に、暗灰褐色土層（第3層）で埋まっている。遺構上面には黒色有機質土層（第2層）が堆積している。

（遺物）第1、2、3層中には弥生式土器をはじめ須恵器、瓦器、瓦、磚、磁器等、多種の遺物を出土するが、最も新しい磁器が上記の遺構に伴う遺物であり、近世である。

○地表下1.05m—O P. 6.62m

（遺構）暗褐色砂質土層（第5層）を切り込んで南東部で段状の落ち込み、北西部分で直径80cm～15cmの柱穴（ピット1、11、13、16）が多数検出された。柱穴の埋土（第6層）は3種に分類できたが柱穴の組合せの復原は発掘面積が狭くてなし得ない。

遺構面上の包含層は暗褐色土層（第4層）である。

（遺物）須恵器、土師器、瓦器、瓦等が多量に出土するが、上記の遺構は瓦器、瓦に伴う時代である。したがって奈良時代であろう。

○地表下1.45m—O P. 6.22m

（遺構）第5層を除去すると褐色細砂層（第8層。無遺物層）を切り込んで、約15cmの段状の落ち込み、幅40cm、深さ20cm、東一西に走る小溝、直径40～80cmの土器を包含するピット（ピット2～5）が検出された。しかし上述の2遺構のため相当攪乱を受けピット、小溝等の有機的関連は判別し得ない。遺物も同じく攪乱を受け、原位置に残っているものもあるが、この遺構に伴った土器は第1層にまで及んでいる。遺構の年代は古墳時代初頭である。

（遺物）攪乱層を含めば、古式土器の包含層は1mある。暗褐色砂質土層（第5層）下部からも6世紀代の須恵片を極少量含むので、第5層もある程度の攪乱を受けているようである。第5層中からは多量の遺物が出土しているが、特に第Ⅰ期に属す須恵器が出土する点、砥石、土錐等の生活道具の出土等注目される。

○地表下3.05m～4.0m—O P. 4.62m～5.57m

（遺物）少量であるが青白色粗砂層（第17層）中から土師器、青褐色砂層（第22層）から弥生式土器が出土する。共に他所からの流入である。

S T A (98+20) 附近にトレンチを設定した。

遺構、遺物は検出されなかった。

[第11 トレンチ]

S T A (97+20) 附近にトレンチを設定した。

(遺構) 試掘拡内を北西—東南に横切る溝を検出した、溝は幅45cm、深さ15cmの小規模なものである。その用途や機能等遺物の性格について、判断し得るだけの材料は得られなかった。

(遺物) 古墳時代後期の須恵器、土師器の土器類が出土した。土器を包含する地層は50cmの厚さを呈する。なおこの層より、白磁、瓦器片が出土するので、遺構は古墳時代より新しい時期のものと思われる。

[第12 トレンチ]

S T A (96+40) 附近にトレンチを設定した。

○地表下 0.9m—O P. 4.42m

(遺構) 幅 1.1m、深さ20cmの溝が南—北に走り、その東へ20cmの所で水、あるいは食物を貯蔵したと思われる弥生中期のカメを包藏する直径40cmの穴を検出した。他、試掘拡内の東部分は約20cm落ち込み、窪んだ状態になっている。

(遺物) 遺物を包含する黒色有機質土層は20cmの厚さを呈し、須恵器や土師器の小片が多いが量は多い。

○地表下 1.1m~1.45m—O P. 4.07m~3.72m

(遺物) 上記の数値を示す褐色砂層と灰黑色粘土中に弥生式土器が出土するが、下層の無遺物層はジャリ層であり、遺構は存在しない。

[第14 トレンチ]

S T A (96+20) 附近にトレンチを設定した。

遺構、遺物は検出されなかった。

[第15 トレンチ]

S T A (94+80) 附近にトレンチを設定した。

ピット1：古墳時代以降のものと考えられる。

ピット2：5世紀代の土師器を出土。

ピット3：古式土師器を出土。

ピット4：古墳時代のものと考えられる。

ピット5：古墳時代以降、なお5世紀代の小型壺がほとんど完形で出土している。

第4層：8世紀から11世紀頃までの遺物を出土。

ピット11：7世紀以後8世紀頃までと思われる。

放射線暗文を重ねて格子風にした土師碗。

ピット13：6世紀以降の遺物を出土。

ピット16：6世紀の須恵器を出土。

第5層を切った溝：古墳時代の遺物を出土。

小溝：7世紀以降の遺物を出土。

第5層：須恵器、土師器を中心に瓦器が1片混入

している。なお、須恵器碗は技法からみて古式のものである。他に砥石、土錐を出土している。

第5層下部：多量の土師器を出土している。6世紀代の須恵片を極少量含むので、6世紀代の土師器が混っている可能性はあるが、概ね5世紀代の土師器である。復原可能な土器が多い。

第6層上面：須恵期出現以前の土師器を出土。

第17層：四世紀後半の遺物を出土。

第22層：弥生式土器と思われる遺物を出土。

[No.17 トレンチ]

第4層：室町以降の陶製スリ鉢を含む。他に須恵器、土師器を出土。

[No.18 トレンチ]

第1層・2層：中世以降のものと考えられる遺物を出土。

第3層：V様式、庄内式の土器が中心で、下限は布留式までと考えられる土器を出土。

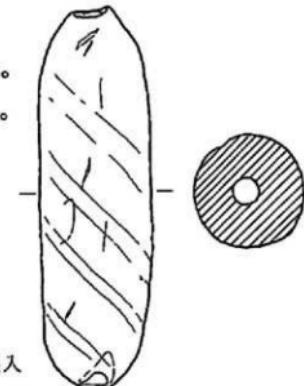


図5 久宝寺遺跡No.16トレンチ出土土錐実測図(2/3)

[VI] 今後の課題

○今回の調査の目的は、主に遺跡の層位と範囲を確認することにあった。しかし層位と範囲を調べるにしても、調査対象遺跡のもつ特殊な条件を考慮しておく必要があった。条件とは集落遺跡一村であること、沖積平野一低湿地であること、旧大和川の氾濫の影響を受けていること等々である。この点への考慮が発掘調査の方法、発掘調査の学問的な問題意識に大きな影響を与えるからである。

○今回の場合、遺跡の広さに比較し、発掘箇所の少ない点、1トレンチの発掘面積が狭い点に制約され、文字どうり単純に遺跡の層位と範囲を確認したに止まり、集落の実態等を問題とするには至らなかった。一方シートパイルによる湧水の侵入防止と土砂くずれを防ぎ、更に重機による掘削を用いたことによって、上述の条件に災いされることなく短期間に調査を終えることができた。とまれ調査は、学問的条件、自然的条件、更に社会的条件（開発主体者との関係等）を考慮して、計画的にされるべきである。

○当初の発掘予定基数15を超えて、2ヶ所増設したのは、久宝寺遺跡の範囲を特定するために設定したのであるが、それでも特定しかねるほど久宝寺遺跡は広範囲に及んでいる。むろん同一時期のひとつの村とは考えていないが、今回は出土土器の相異と埋没層位で大別しているにすぎない。

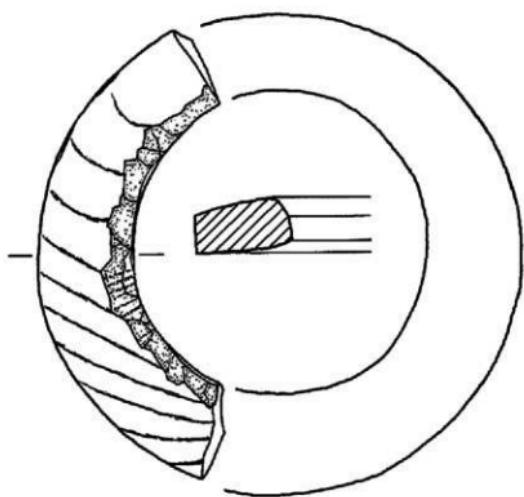
○河内平野の平湿地遺跡は、小若江、瓜破のように古くから知られ、土器の研究はなされているにもかかわらず、集落一村の成立、発展の実態に関してはいっこうに明らかでないといえる。

○遺物を伴わない遺構、例へば水田址にはほとんど注意をはらえなかった。（花粉分析は現在資料を整えつつあり、しかるべき研究者の協力を求める予定）。今回の調査では遺物が遺存することをもって遺跡とした。

○2次堆積遺物の流入経路等についてはほとんど注意をはらい得なかった。

○出土遺物は、弥生時代の畿内V様式、古墳時代の庄内、布留式といわれる土器が多く（特に久宝寺遺跡）、日本という統一国家形成前夜に河内平野中原

図版



久宝寺No.9トレンチ出土 石鋤

図版一
久宝寺遺跡の遺構



久宝寺遺跡No.16トレンチ奈良時代遺構



久宝寺遺跡No.16トレンチ古墳時代遺構

図版二
友井東遺跡、久宝寺遺跡の遺構



友井東遺跡No.11トレンチ古墳時代遺構



久宝寺遺跡No. 9 トレンチ弥生時代遺構



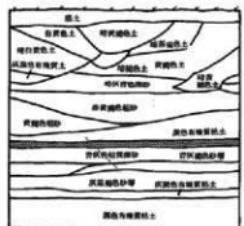
第2次掘削後の断面



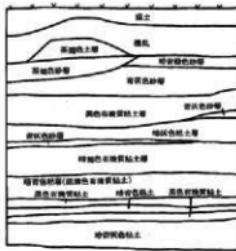
最終掘削後の断面

図版四 遺跡の範囲とグリッドの位置

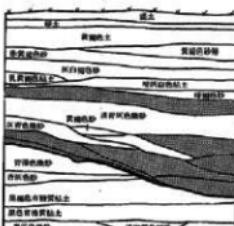




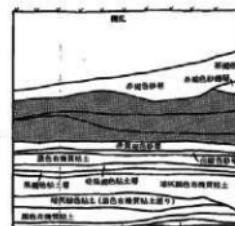
→ D-1 レンガ
→ D-1 レンガ



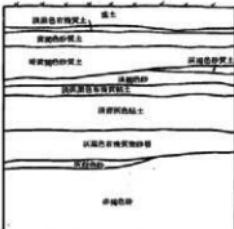
(D-4 レンガ)



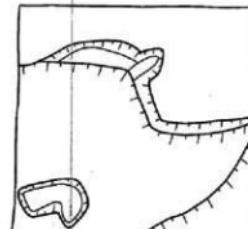
→ D-2 レンガ
→ D-2 レンガ



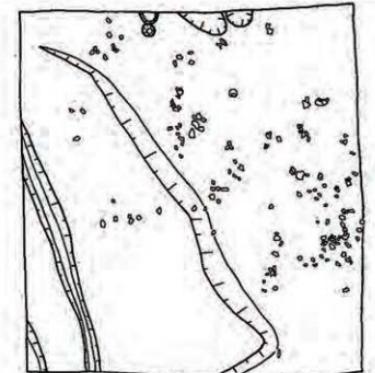
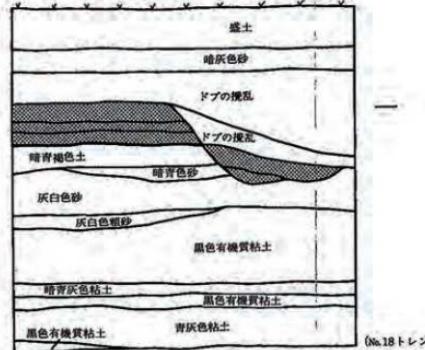
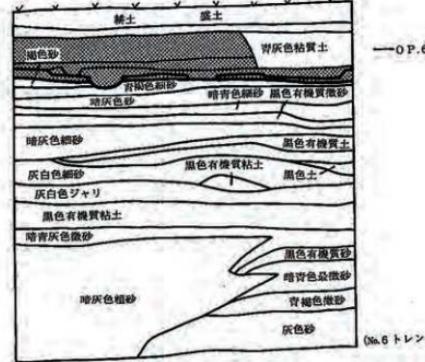
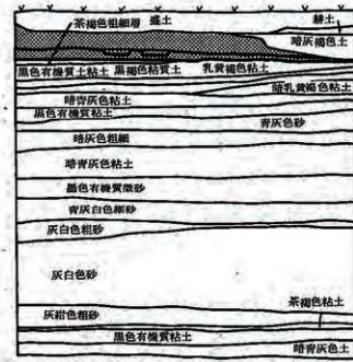
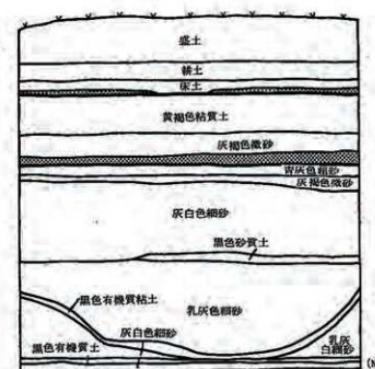
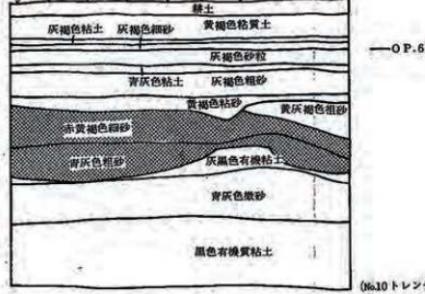
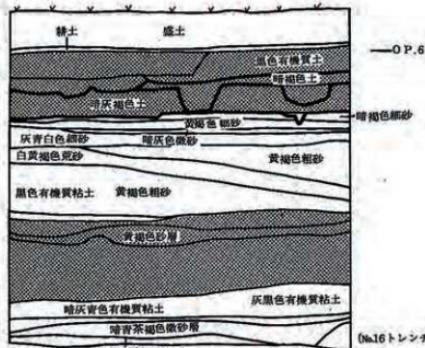
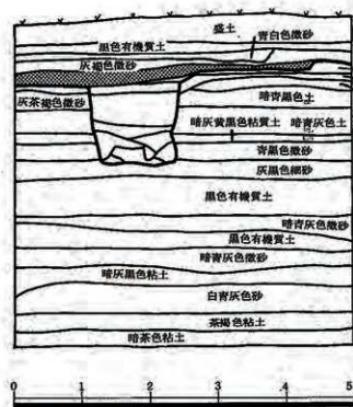
(D-3 レンガ)

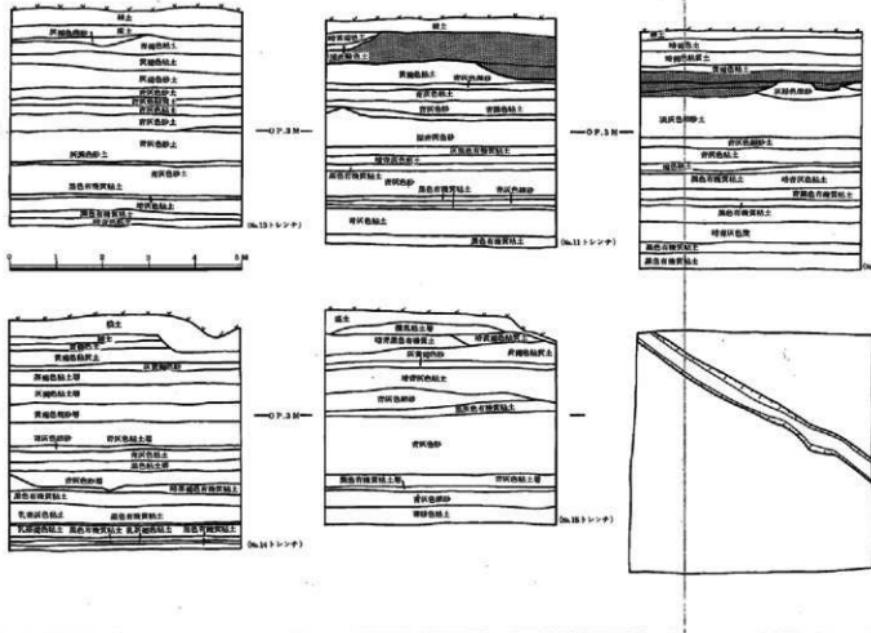


(D-5 レンガ)



(D-2 レンガ断面図)

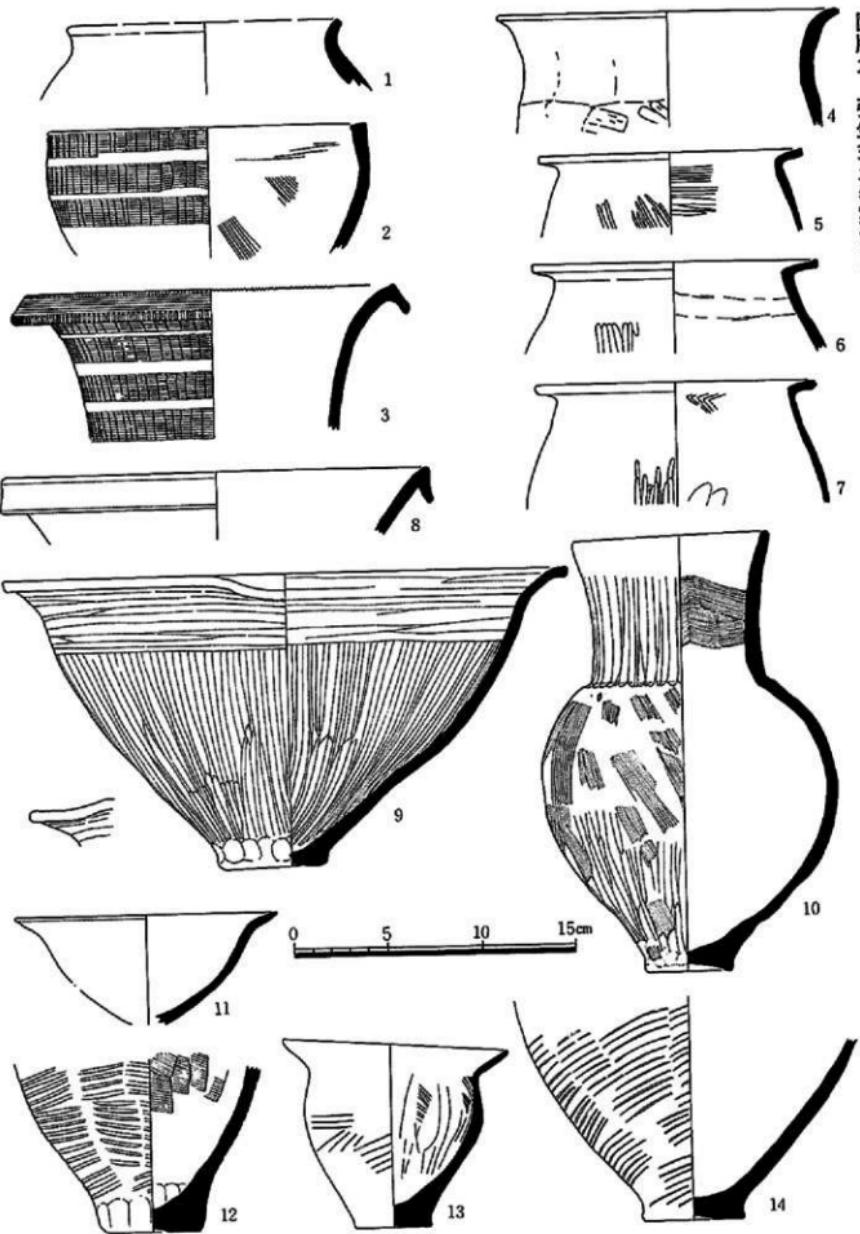




図版八 須恵器、土師器実測図



図版九 弥生式土器実測図



大阪文化財センター調査報告 V

大阪府柏原市高井田所在遺跡 試掘調査報告書

—村本建設株式会社開発計画に伴なう—

昭和 49 年 3 月

財団法人 大阪文化財センター

はしがき

財団法人 大阪文化財センター

理事長 加藤 三之雄

生駒山系の南端部、大和川が大阪平野に流れ込む地点に柏原市高井田の地は存在します。

我々の周囲をとりまく自然環境が破壊され、郷土意識も薄れがちな昨今、緑の山々、大小の池、その池から流れ出る谷川と主流たる大和川に囲まれ、温かい人情味溢れる人々が居住している柏原市高井田の地は、日本の自然がよく残っている優れた生活環境と云えましょう。

この地はまた遠い昔から祖先が残してくれた歴史的な遺産の宝庫でもあり、府下でも有数の文化的な環境でもあります。

この様な恵まれた自然環境、文化環境は、現在の日本には最も必要なものであり、我々一人一人が積極的に継承していくことが必要です。

また一方、行政面に於いても総合的な視野に立った計画的な保護保存の対策が望まれるとともに、早急に一般的なかたちで市民生活にこれら歴史遺産が生かされる方法を確立することが必要だと思います。今回実施した村本建設開発計画地内に於ける埋蔵文化財試掘調査もこの地域一帯に数多く存在する横穴墳や古墳、寺院址の実態を正確に把握し、より正確な基礎資料を整備することを目的としたものであります。

最後に調査を実施するに当たり、多大の援助を下さった村本建設株式会社の関係各位と、厳寒にも負けず協力をおしまなかつた調査関係者諸氏に深く御礼申し上げます。

昭和49年3月

挿図目次

- 第1図 山荘氏一家と調査関係者
- 第2図 史跡指定地内第55号横穴壁画
- 第3図 横穴墳の各部の名称(模式図)
- 第4図 123号横穴羨道閉塞石組状態(玄室より)
- 第5図 No.5 トレンチ全景(東より)
- 第6図 118号横穴墓道出土須恵器

図版目次

- 図版1 調査地遠景
- 図版2 調査地遠景
- 図版3 A地区の横穴
- 図版4 A地区の横穴
- 図版5 A地区の横穴
- 図版6 A地区の横穴
- 図版7 A地区の横穴
- 図版8 B地区の横穴
- 図版9 周辺遺跡分布図
- 図版10 地区分割図
- 図版11 調査地内遺跡分布図
- 図版12 A地区出土須恵器実測図

[I] 調査に至る経過

大阪府柏原市高井田の地を宅地開発することを計画した村本建設株式会社は、昭和48年7月計画地内に史跡指定地が存在することと当該地域が市街化調整区域であることから、埋蔵文化財の取扱いについて大阪府教育委員会文化財保護課と協議をした結果、史跡指定を受けた横穴以外にも既に存在の確認されている横穴が多数認められることと、北部の安堂古墳群から派生する尾根上には古墳群の存在する可能性があり、また西側に臨接して鳥坂寺跡が存在することから分布調査を実施して正確な分布状態を把握する必要性があるとの結論の下に、財団法人大阪文化財センターにその業務を委託した。

委託を受けた大阪文化財センターは最速、翌8月に柏原市高井田地区村本建設開発計画地内埋蔵文化財分布調査として現地に於ける踏査を実施し、約90基の



第2図 史跡指定地内第55号横穴壁画

横穴と、10基の古墳乃至その可能性のあるものを確認した。しかしながら時期的に盛夏ということもあってブッシュがひどく、確認もれの存在する可能性もあり、横穴については、崩壊または後世の地盤変動乃至は、人的地形変化によって埋没していることが現地で強く感じられ、地元の人々の教示もあってその存在の有無を断言することは

く、トレントは、斜面に平行した上下数本を設定することをこころがけた。更に凝灰岩の露頭する範囲を確定する点にも留意した。横穴式石室墳の場合、マウンド様の隆起を示す部分の中央にトレントを設定した。鳥坂寺跡の場合は建築造構の存在する可能性を考えトレントの巾を3mとした。

[III] 調査の結果

今回の調査は、前章でも述べたとおり調査対象地域を8つの小地区に分けて実施する方法をとったが、E、F、G、Hの4地区については時間と経費の関係で調査が出来なかった。したがって開発予定地全域にわたって調査結果を述べるわけにはいかないが、もし、今回の報告によってさらに関係者が必要と認めたならば、この4地区について再度調査を行なわねばならないであろう。以下今回調査を実施したA、B、C、D、4地区についてその結果の概略を述べる。

〈A地区の調査〉

当該地区は、下田池から南西にはり出した尾根の西端部南斜面に当たる。

以前の分布調査に於いてNo.75～No.82の横穴を確認し、その分布状態から、さらに多数の横穴の存在が推定されていたところである。また、横穴は重層的な重なりをもって構築されていることが多いことからも、注意を要した地区であった。

したがって、今回は、西端部から50mセンターに平行にNo.1トレントを、55mセンターに平行にNo.2トレントを、さらに60mセンターに平行にNo.3トレントを設定し、調査を実施した。

その結果、頭書予想したとおり、No.77号横穴～No.80号横穴の上に構築された横穴を検出した。

〈No.1トレント〉

No.1トレントでは、周知のNo.82号、No.81号横穴の墓道と、新たにNo.100号、No.101号、No.102号、No.103号の墓道を検出し、さらにNo.102号横穴墓道より西に別れるNo.123号横穴玄室を検出した。各墓道は凝灰岩の山肌をU字型に掘り下げたものであり、No.81号横穴、No.102号横穴各墓道には須恵器片、土師器片、植輪片等の遺物が含まれていた。

No.123号横穴は、調査進行に伴ない検出された横穴で、No.102号横穴と墓道

号横穴の墓道を検出した。

まずNo.101号横穴は、No.1トレンチで検出した墓道の中軸線の延長線上に主軸をN-23°-Eで存在する。今回の調査トレンチでは玄室奥壁部分から、ほぼ玄室中央部までが検出された。この横穴も既に天井が落盤していたが、奥壁と両側壁はほぼ完全に残っており、玄門部分では天井も残っている可能性もある。床面からは須恵器高杯の完形品のほか、須恵器、土師器片が多数検出され、鉄釘も棺台としての配石下で数本検出された。

No.102号横穴は、No.1トレンチで検出されたNo.102号横穴墓道の中軸線の延長線上、やや東によりN-26°-Eの方向で存在する。

今回のトレンチの中には玄門から玄室中央部までの部分が含まれた。当横穴も既に天井は落盤しており、両側壁は比較的良好な残存状態を示していた。床面からは閉塞石の一部と思われる人頭大の河原石が多数検出され、それらの間と玄門右端部分にほぼ完全に近い状態で多数の須恵器が検出され、また鉄製品や土師器も検出された。

No.103号横穴はNo.1トレンチではその存在を認め得る造構は検出されず、直接No.2トレンチに於いて玄室中央部を確認したものである。この横穴も前述のものと同様に天井は落盤しており、床面までトレンチ巾で掘削してしまったものである。床面には鉄釘が一面に散乱しており、複数の埋葬を推定せるものであった。他の遺物としては、須恵器片、土師器片が若干床面から検出されたにとどまるが、玄門、奥壁等の部分は調査しておらず、多数の遺物が埋没している可能性は強い。

No.100号横穴は、No.2トレンチの東端部にて墓道から羨門の部分が検出された。墓道には花崗岩の岩片が多数存在し、羨門の部分では人意的に積まれている状態が認められ、これらの岩によって閉塞されていたものであろう。この横穴は、羨道から玄室内部まで完全に残っているが、今回の調査では、その位置を認めたのみで、内部の調査は実施しなかった。

〈No.3トレンチ〉

No.3トレンチは、丘陵の頂上部60mコンターに平行に設定したトレンチであるが、東端部はNo.75号、No.76号横穴の存在する斜面まで延長したため、東端部は50mコンターまで下った。このトレンチでは、先述のNo.75号横穴の上方北よりでNo.98号横穴の墓道から羨門の部分を検出した。土師器片等若干の遺物の出

が大幅に変化しており、また凝灰岩の地山面も深い為、まだまだこれらの横穴の存在が考えられる。

また、地山までの2次堆積土層中には、サヌカイト製の石器、剣片、原石等が多数含まれており、横穴のみでなく弥生時代もしくはそれ以前の遺跡が存在する可能性も強く、特に現在建物が建っている尾根上は要注意である。

〈No.2 トレンチ〉

No.2 トレンチは以前の分布調査に於いて何も確認出来なかった丘陵西端部の尾根付近に設定した任意のトレンチである。

このトレンチでは、凝灰岩の岩肌を地表下約1.5m～2mで確認したが、墓道等横穴としての造構は検出されなかった。

〈No.3 トレンチ〉

No.3 トレンチは、No.2 トレンチのさらに上、尾根の頂上部やや北側に設定した任意のトレンチであり、北端部にて分布調査時に確認したNo.84号横穴の墓道を認め得ることを念頭に置いて設定した。

このトレンチに於いて、今回No.104号、No.85号の各横穴とNo.84号横穴の墓道を確認した。

No.104号横穴は、No.3 トレンチにその墓道が検出されたものであり、玄室は尾根直下に穿たれていると考えられる。このためこの部分の横穴が当高井田横穴群中、最もレベルの高い位置に構築されたものであり、その標高は約60mである。

No.85号横穴は、No.84号、No.83号横穴の一段下に位置するものであり、No.3 トレンチで天井の落盤した玄室を確認した。今回の調査では、床面までの掘削を強行しなかったので詳細は不明である。

No.84号横穴墓道は、当該トレンチの北端部より検出された凝灰岩掘込みの墓道である。トレンチ断面に花崗岩の岩片が数ヶ認められた。閉塞石であろう。

〈No.4 トレンチ〉

No.4 トレンチはNo.3 トレンチの北端部に接して直角に西へ設定した任意のトレンチである。このトレンチの西端部は分布調査時に確認したNo.86号横穴の開口部にあたる。

このトレンチからはNo.105号、No.106号、No.107号、No.108号、No.109号の横穴の墓道を検出した。これらの墓道はほぼセンターに直角に存在し、すべて

遺物はNo.115号横穴にて短頸柑の完形品を検出した他、各墓道内堆積土より土師器、須恵器、埴輪等の破片を検出した。

〈No.7 トレンチ〉

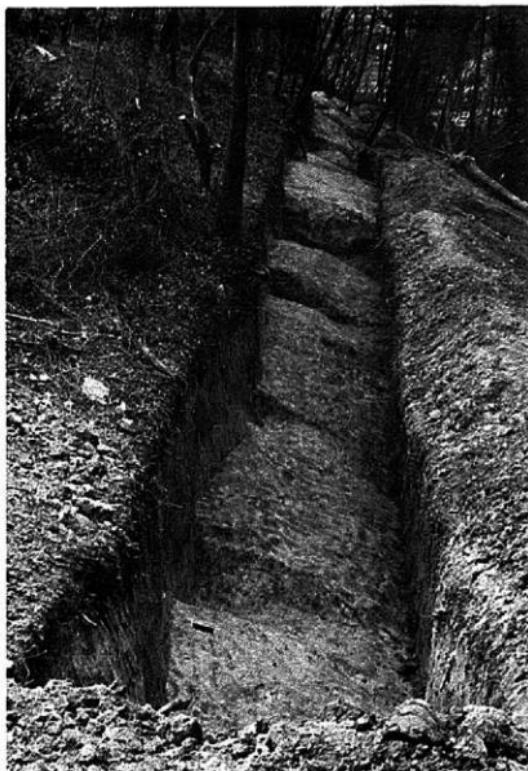
No.7 トレンチは上述のNo.6 トレンチの直下、35m コンターにほぼ平行に設定した任意のトレンチである。このトレンチでは凝灰岩の岩肌は検出されず、表土層直下から花崗岩の媒乱土層になり、これが地山を形成する。したがって横穴その他の遺構、

遺物は何ら検出されなかった。このことは、舌状に伸びる当該支丘にあっても、北側斜面に於ける凝灰岩の岩層は、標高40m以上の部分であることが明らかになった訳であり、さらに、南側斜面に於いては、標高30mの地点にまで横穴が分布することから、凝灰岩の岩層は、大和川に向ってやや斜めに堆積していることが判明した。

〈No.8 トレンチ〉

No.8 トレンチは、No.5 トレンチの直下、B 地区の西端部、35m コンターにほぼ平行に設定した任意のトレンチである。

当該トレンチでも、先述のNo.7 トレンチ同様凝灰岩の岩層は検出されず、表



第5図 No.5 トレンチ全景（東より）

北部は平坦面が存在するが、農道の開削工事と、電柱の基礎工事のために大部分が擾乱されており、遺構としては何ら確認出来ない状態である。しかしながら遺物、特に瓦の量は膨大であり、ここよりさらに北のやや高い位置に何らかの建築遺構が存在し、農道の開削工事によって、この位置に運ばれて来た可能性が極めて強い。一部に瓦窯の灰原ではないかとの意見もあったが、窯の灰原としては地形的にも、また包含層の状態からも考えられない。地山は花崗岩質であり、この点はトレンチ全体変化はない。

〈No.2 トレンチ〉

No.2 トレンチは、先述のごとく、鳥坂寺金堂とNo.1 トレンチを設定した平坦面とにはさまれた谷の最奥部の平坦な旧耕田に設定した任意のトレンチである。

このトレンチでは、谷状になっていることもあって湧水が激しく、最後まで掘削が出来なかった。遺物は瓦片、土器片を検出したが、包含層は厚く、地山は相当深いものと思われる。包含層の厚味の割には遺物は少量で、細片が多いことから、この田を開拓するさいの整地層かと思われる。

〈No.3 トレンチ〉

No.3 トレンチは、No.2 トレンチの中央部で直行するように設定した任意のトレンチである。したがってNo.2 トレンチと同様の結果をみたが、一部で地山らしき青灰色粘土層を検出した。

No.2 トレンチ、No.3 トレンチを通じて、この部分には基段その他の遺構は存在しない。

〈D地区の調査〉

D地区は、以前の分布調査時には一面に草が生育していてとても調査なんか出来る状態ではなかったところである。したがって発見もしくは確認出来なかつた古墳等も存在するとして今回は注意していたところである。

幸い冬期であったため今回は調査がしやすかった。こんなこともあって、当然以前に確認しておくべきだった13号墳、14号墳をやっと確認した。また、以前の調査時に前方後円墳とした2号墳は単なる円墳に、さらに3号墳、4号墳は古墳でないことが明らかになった。以上が地表面の観察によって今回確認された部分であるが、8号墳、9号墳、10号墳については試掘を実施した。

試掘の結果、8号墳は既に盗掘を受けているが天井石も完全に残っている横穴式石室墳であることを確認し、また9号墳では、天井石は検出出来なかっ

域全域の遺物の収集作業が必ず行なわれるべきである。

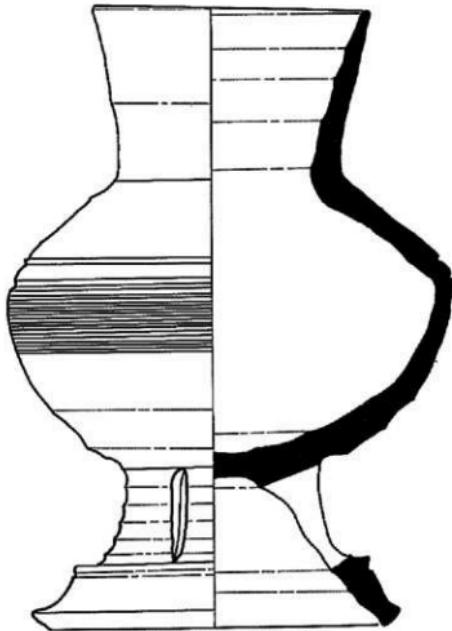
D 地区に関しては、今回確認された11基の古墳は全て横穴式石室の円墳であり、一部は既に盗掘を受けてはいるものの完全な保存策を立てる必要がある。さらに、今回の調査で確認出来なかった古墳が存在することが無いとは断言しがたく、現状を変更する際には充分な注意が必要である。

この様に全体的な遺跡の分布状態を観察すると、調査対象地21.5haは広い様で狭いものであり、また、その中に含まれる古墳群、横穴群の数は極めて多数であり、これらの遺跡を計画的に保存しながら開発を実施することは、素人目にも不可能であろう。

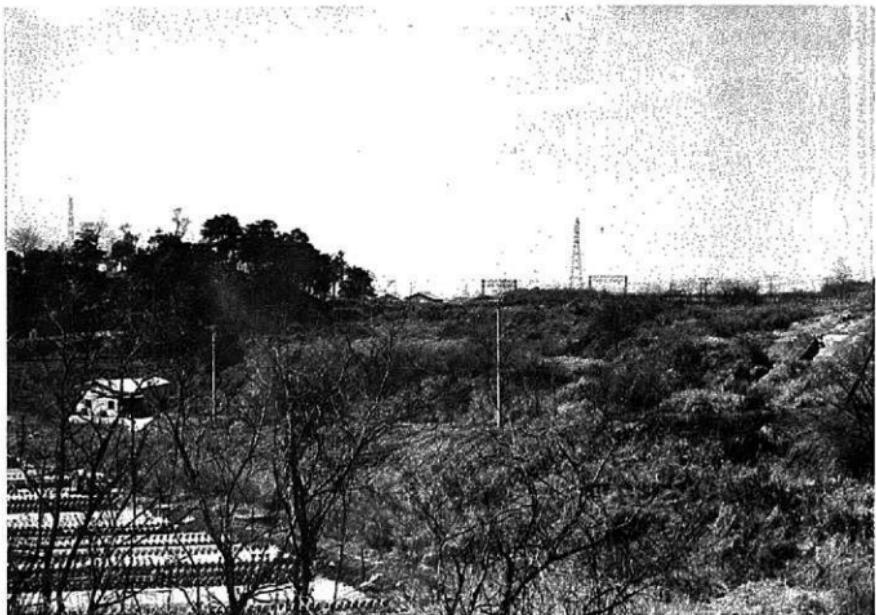
さらに、古墳群、横穴群はその全体的な比較、分布状態等が学問的には最も重要なのであって、一基でも欠けると、その群構成等の学問的重要性は大きく崩れてしまうことになる。

したがって、当該地域を開発しようとするならば、これらの各遺跡を保存する対策を関係諸機関で充分に協議されることを切望するとともに、文化財の側からみた重要性を考慮され、現状のまま保存されることを望むものである。

図 版



123号墳出土須恵器実測図



C地区遠景(南より)



A地区調査終了時遠景



D地区遠景(西より)



D地区遠景(南より)



123号墳全景(玄室奥より)



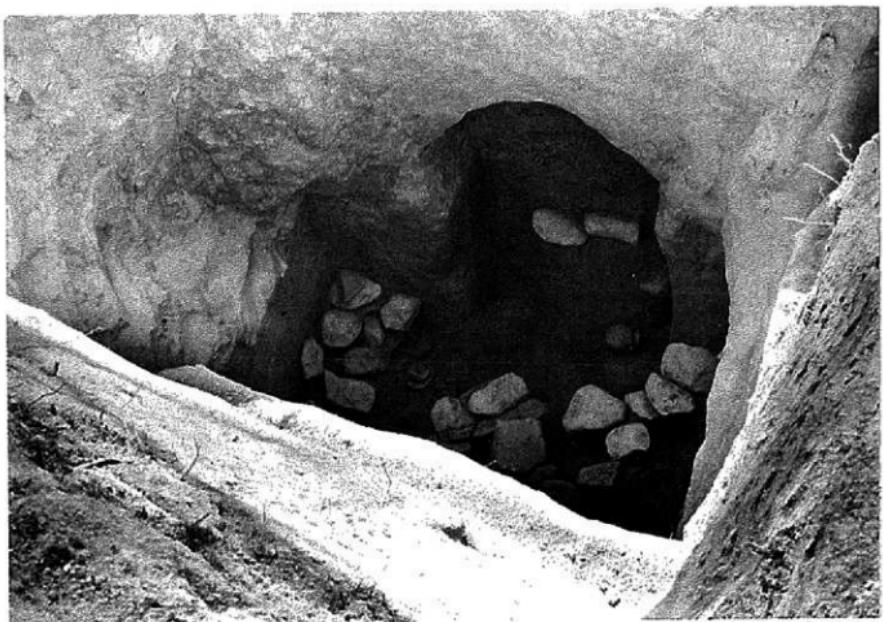
123号墳と102号墳墓道



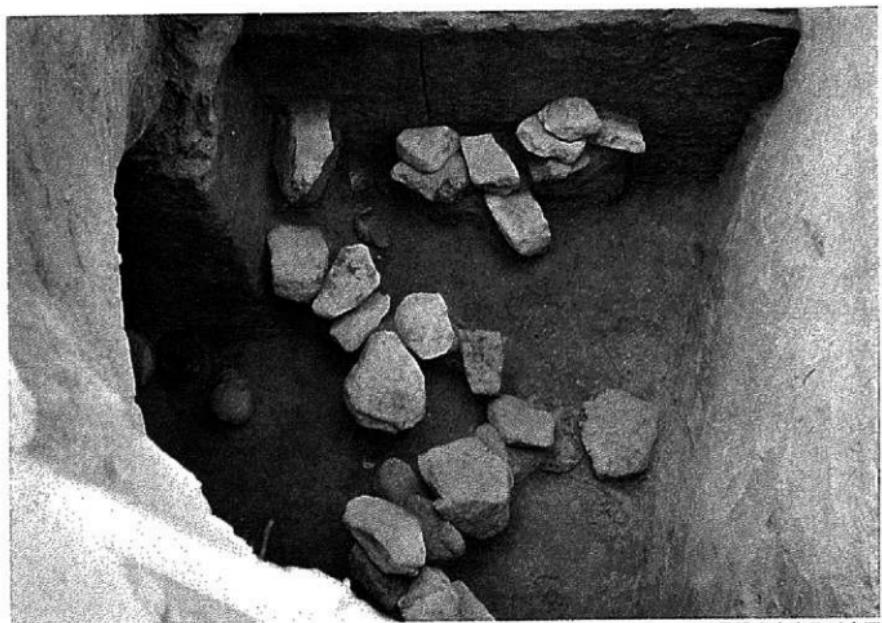
123号横穴墓道閉塞石組合せ状態



123号横穴耳環出土状態



102号横穴玄室及び玄門



102号横穴玄室及び玄門



102号横穴遺物出土状態



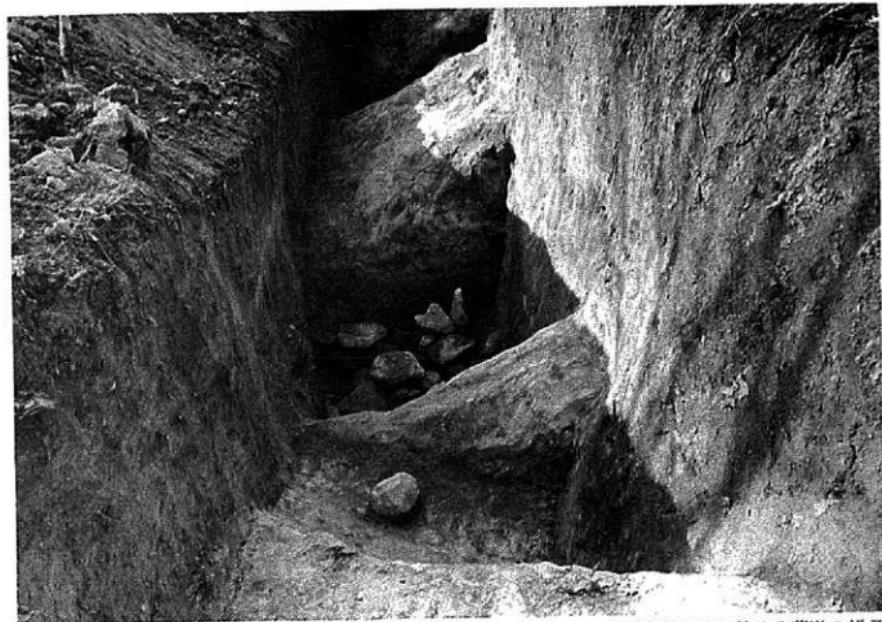
102号横穴遺物出土状態



81号横穴墓道遺物出土狀態



102号横穴遺物出土狀態



No.4 トレンチに於ける墓道の様子

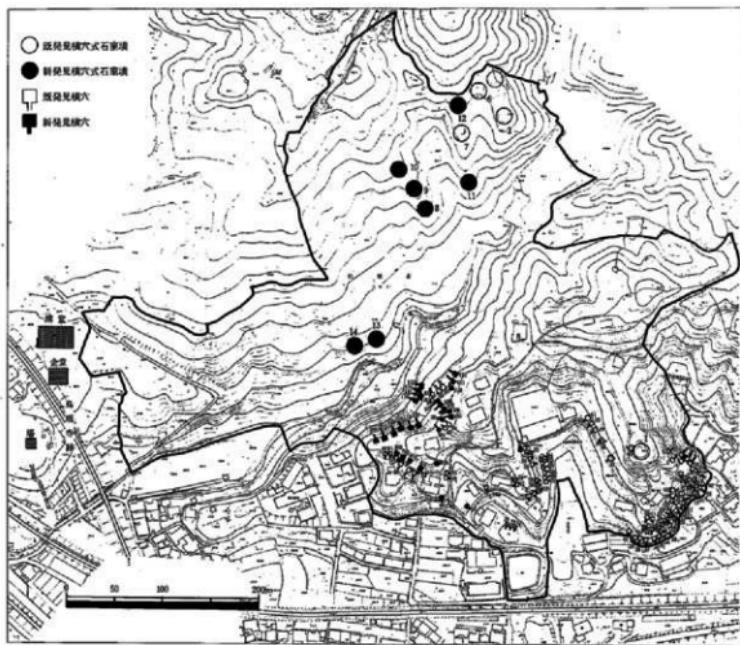


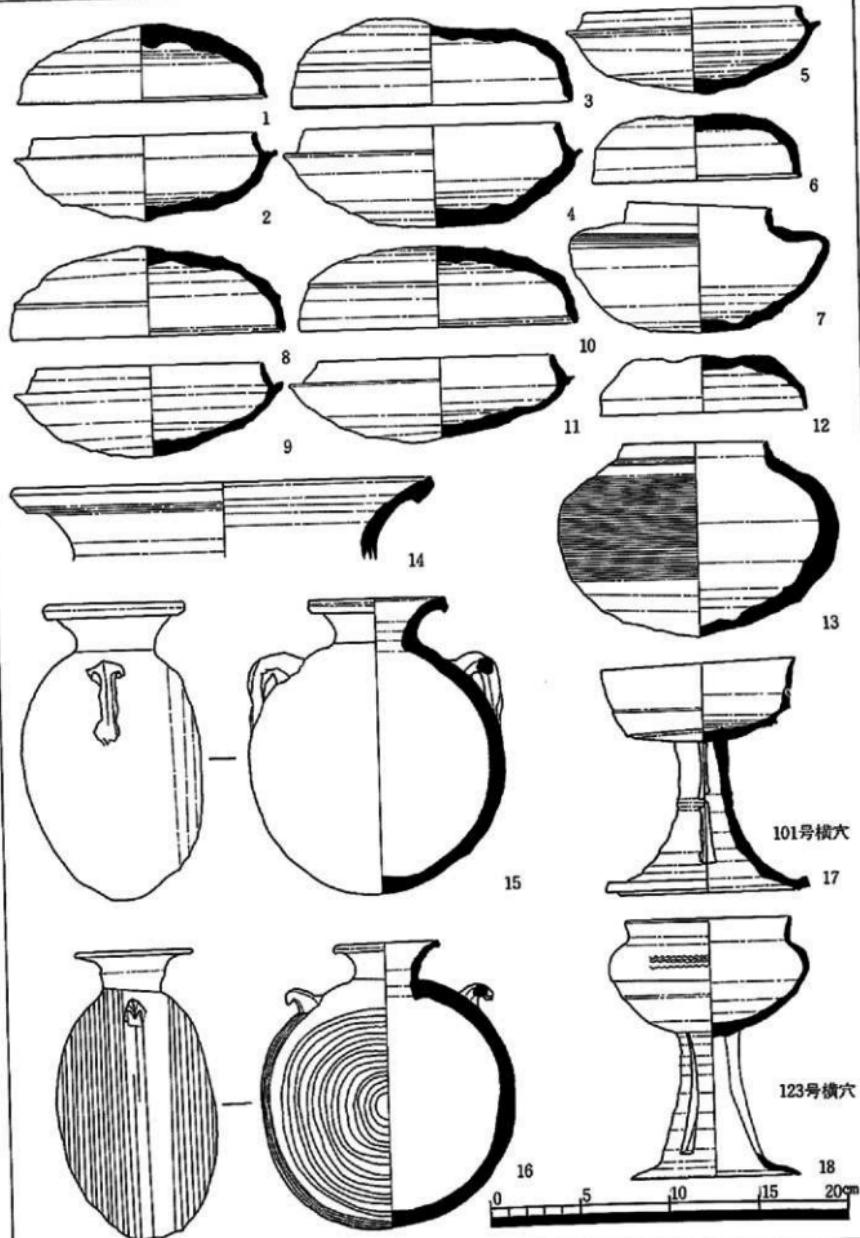
No.6 トレンチに於ける墓道の様子





圖二一 國立外文館總分佈圖





財 团 法 人	
大阪府埋蔵文化財調査会議員	
第 号	
(04569)	

大阪文化財センター調査報告集Ⅰ
文化財調査報告集'73

昭和49年7月31日発行

著者 大阪市東区大手前之町

財団法人 大阪文化財センター調査室

発行者 大阪市東区大手前之町

財団法人 大阪文化財センター

印刷者 大阪市北区川崎町38番地

ナニワ印刷株式会社

大阪市東成区深江南2-6-8

中島弘文堂印刷株式会社

